



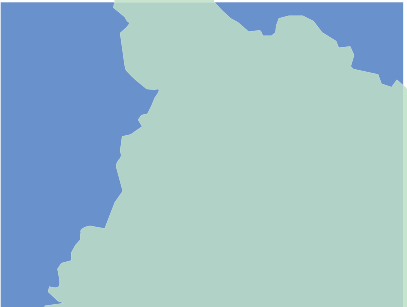
斑鳩町



景観計画



計画



平成23年3月
斑鳩町



“魅力ある自然・歴史・町並みが織りなす 斑鳩の里の景観の保全と創出”

斑鳩町におきましては、早くから景観に関する規制がなされており、昭和40年代初めには、都市計画法に基づく風致地区や、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区の指定を受け、周辺の風致景観と調和が図れるよう、建築物や工作物の外観や色彩に関する規制を行ってまいりました。



しかし近年、町内の主要な幹線道路沿道等におきましては、画一的な形態意匠のロードサイド店が建ち始め、これまでの斑鳩らしい景観が失われつつあり、良好な景観の維持、保全への更なる取り組みにあわせて、いかるがパークウェイ等の幹線道路やJR法隆寺駅周辺などの都市基盤整備事業の進展に伴い周囲の土地利用が図られることにより生まれる新たな景観への対策が課題となっていました。

このことから、斑鳩町は景観に関するきめ細やかなルールづくりとして、平成21年度から景観法に基づく景観計画の策定に着手し、平成23年1月に景観行政団体となり、この度“魅力ある自然・歴史・町並みが織りなす斑鳩の里の景観の保全と創出”を目標とする「斑鳩町景観計画」を策定しました。

今後は、この計画を基本に“住民”と“事業者”と“行政”がそれぞれの役割を担う「協働の景観づくり」と、景観法や関連する諸制度の活用による「景観まちづくり」の推進を図ってまいりたいと考えています。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、ご審議いただきました景観計画策定委員会委員及び都市計画審議会委員の皆様、貴重なご意見をいただきました町民の皆様、関係各機関の皆様に心より感謝申し上げます。

平成23年3月

斑鳩町長 小城 利重

序章 景観計画策定にあたって

- 1. 計画の背景と目的 2
- 2. 計画の位置付けと構成 3
- 3. 景観計画区域 4

第1章 斑鳩町の景観特性

- 1. 地形区分 6
- 2. 景観の特徴 10
- 3. 景観の構造 13
- 4. 景観の課題 20

第2章 景観形成の目標と基本方針

- 1. 景観形成の目標 24
- 2. 景観形成の基本理念 24
- 3. 景観形成の基本方針 25

第3章 景観形成のための方策

- 1. 良好な景観の形成のための行為の制限（斑鳩町全域） 34
- 2. 重点景観形成区域における行為の制限 42
- 3. 色彩に関する景観形成基準 55
- 4. 景観資源の保全・活用 60

第4章 景観まちづくりの推進方策

- 1. 協働の景観づくり 64
- 2. 良好な景観形成のための推進方策 65

参考資料

序 章



景観計画策定にあたって

序章 景観計画策定にあたって

1. 計画の背景と目的

これまで斑鳩町においては、世界遺産に登録されている法隆寺地域の仏教建造物群など、歴史・文化的資源と自然環境が一体になった景観上特に重要な地区については、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下「古都保存法」という。）、奈良県風致地区条例等で規制がかけられ、斑鳩の里の良好な景観が保全されてきました。

しかし、それ以外の地区では、近年、マンションを含め小規模な住宅開発がすすみ、特に、幹線道路沿いでは、沿道型の土地利用によって、景観を損なう建物や広告物が、多数みられるようになってきました。

また、都市計画道路郡山斑鳩王寺線（以下「いかるがパークウェイ」という。）をはじめ都市基盤の整備をすすめています。沿道景観など新しい景観形成の方向付けがされておらず、斑鳩の里にふさわしい景観の誘導が求められています。

これまでは各自治体がそれぞれ独自に景観行政に取り組んできましたが、平成16年6月に「景観法」が公布され、平成17年6月に全面施行されたことで、景観施策が国の施策として体系化されました。これによって奈良県は景観行政団体となり、平成21年5月に奈良県景観計画を策定し、平成21年11月には、景観法に基づく届出制度が始まりました。

以上のような状況の中で、斑鳩町の良好な景観をまもり、そだて、つくるためには、めざす景観のイメージを住民と行政が共有し、地域の特性に応じた景観の形成をすすめることが求められることから、町が景観行政の主体として景観行政団体となって、景観計画を定めることとしたものです。

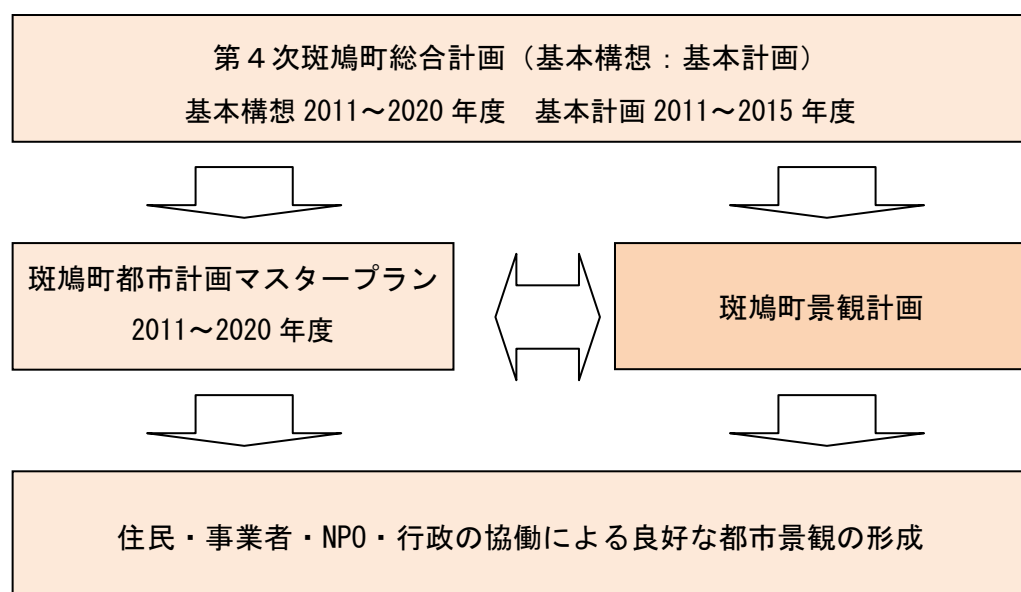
これまでの様々な法規制や地区指定など、各々の景観対策がめざしてきた目標を整理し、町全体として総合的な景観行政をすすめていくものです。

2. 計画の位置づけと構成

(1) 計画の位置づけ

斑鳩町景観計画は、景観法第8条に基づく計画として策定するものであり、斑鳩町総合計画を上位計画とし、斑鳩町都市計画マスタープランをはじめ、景観に係わる各種計画に適合し、連携して、総合的に、斑鳩町の良い景観形成をはかる計画として定めるものです。

■景観計画の位置づけ



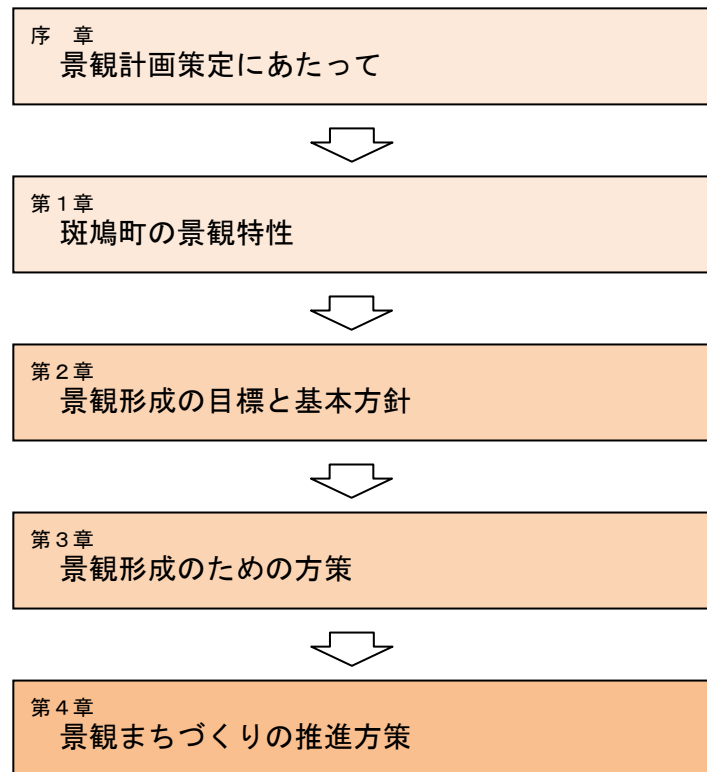
(2) 計画の構成

本計画は、序章から第4章までの5つの章で構成しています。

第1章では、斑鳩町の景観の特徴と景観構造を明らかにしたうえで景観の課題を整理し、第2章で景観形成の目標と特徴ある区域ごとの景観形成の基本方針を示しています。第3章では、景観法に基づく、良好な景観の形成のための行為の制限や景観重要建造物の指定等を含めて、景観形成のための方策を示しています。

第4章では、住民、事業者、行政の役割を示し、協働の景観まちづくりを推進していくための方策を示しています。

■ 景観計画構成



3. 景観計画区域

斑鳩町では、歴史資源と自然環境や田園風景が一体となって、斑鳩の里の景観を形成しています。今後ともこの良好な景観を保全し、斑鳩らしい景観を創出していくためには、町域全体を総合的にとらえて、住民、事業者、NPO、行政が連携し、協働して、景観形成に取り組むことが求められます。

そのため、斑鳩町景観計画における景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域は、斑鳩町全域とします。

第1章



斑鳩町の景観特性

第1章 斑鳩町の景観特性

1. 地形区分

斑鳩町の地形は、大きく「山林部」、「丘陵部」、「平野部」の3つに区分することができます。

町域の北部に位置する山林部は、生駒山地の一部である矢田丘陵の南端部にあたり、斑鳩町内では、松尾山（標高315.4m）を頂点に、東南側と、西側に斜面をもつ山林を形成しています。

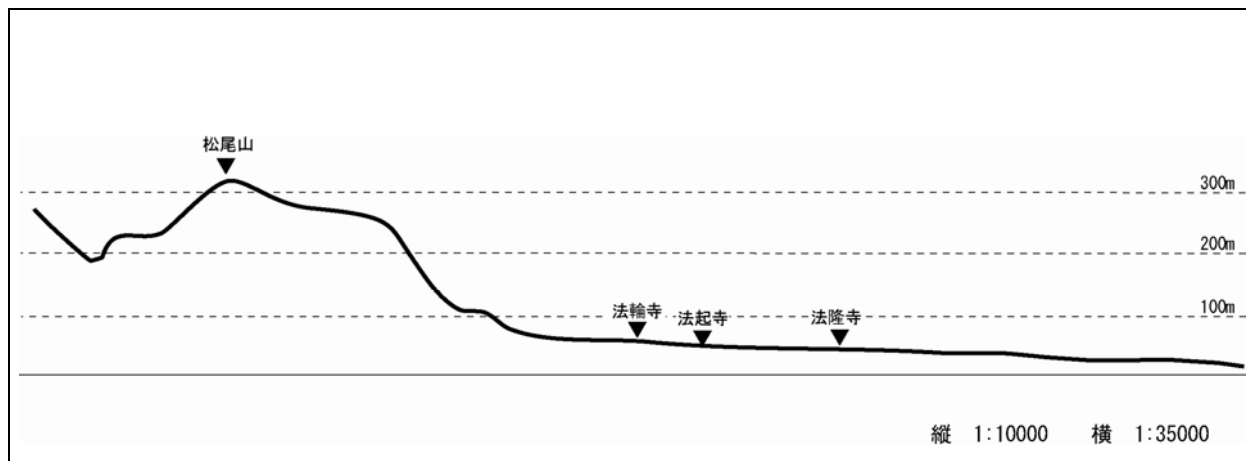
町域の中央部に位置する丘陵部は、海拔50mから100mのなだらかな山麓を形成しています。

町域の南部に位置する平野部は、市街地が形成されているほか、優良農地が広がっています。

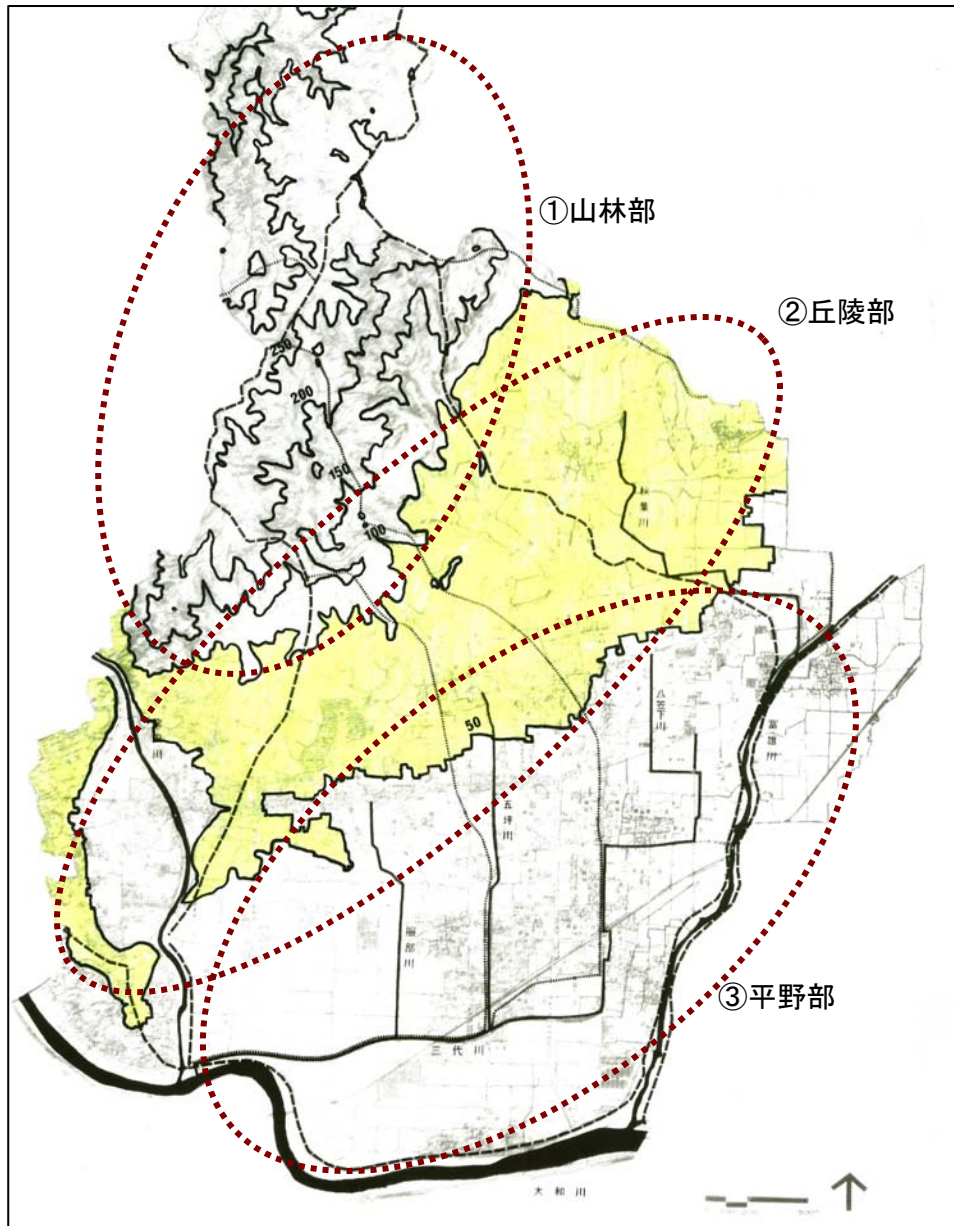
また、町域の西側には、万葉の時代に和歌に詠まれ紅葉に代表される竜田川、東側には、富雄川がそれぞれ南北を貫き、南端に位置する大和川に合流しています。

明治20年の地形図をみると、丘陵部に、法隆寺をはじめ社寺や集落が形成され、街道で結ばれていた当時の姿を知ることができます。

■ 地形断面図

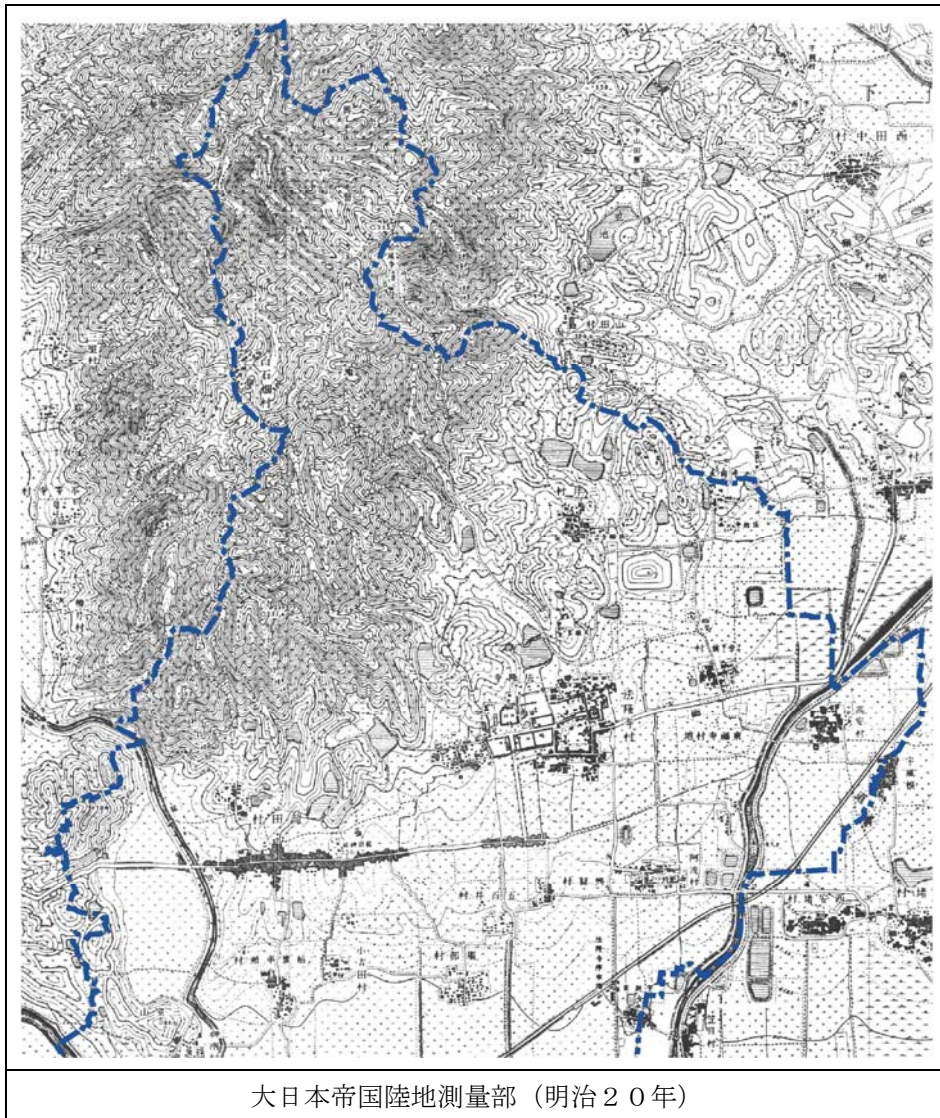


■ 斑鳩町の地形区分

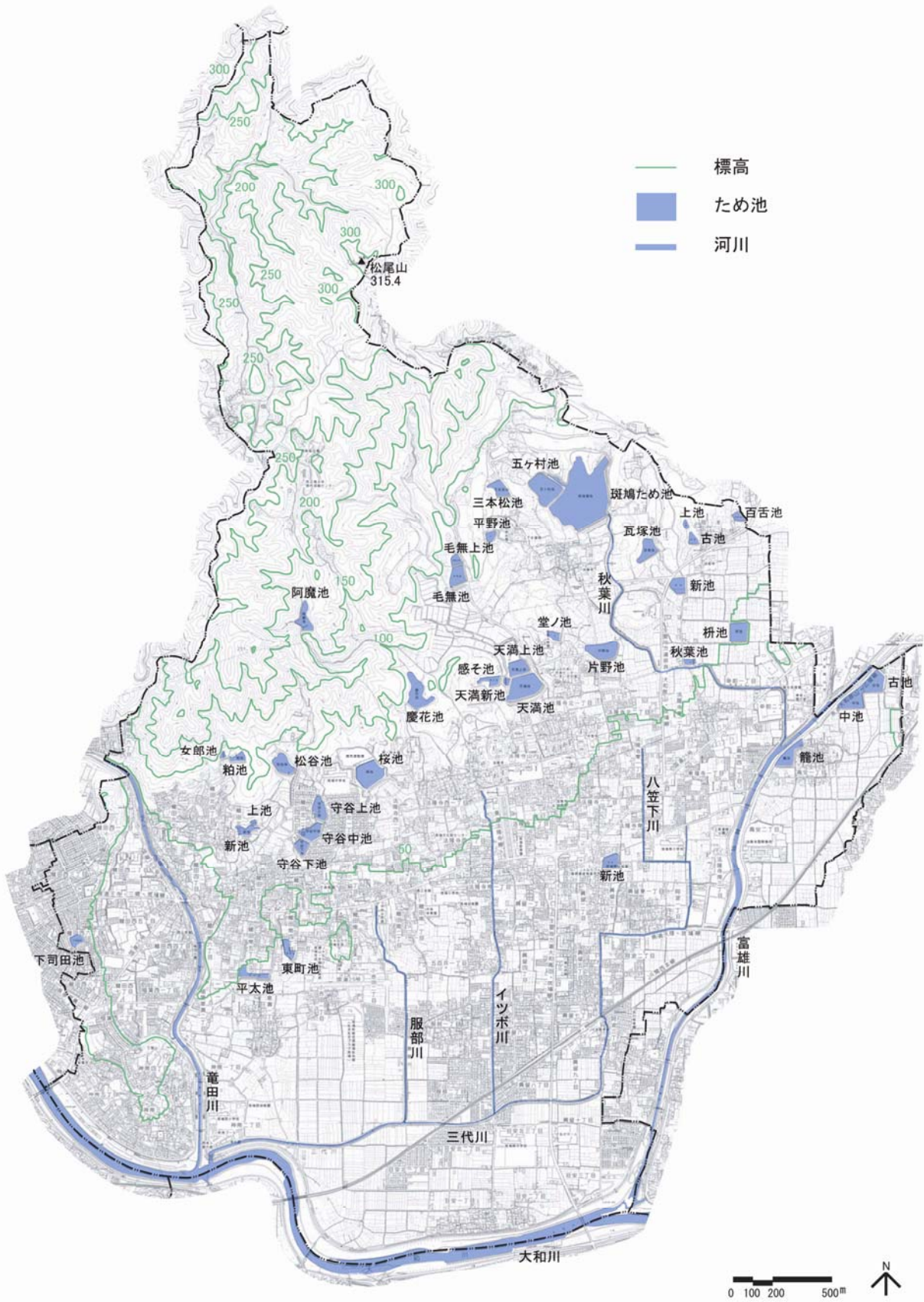


上図は、50mごとの標高線を示したもので、黄色の部分は標高50mから100mの部分です。

■ 明治20年の斑鳩の地形図



■ 斑鳩町の地形



2. 景観の特徴

斑鳩町では、矢田丘陵の山林や河川、ため池などの豊かな自然環境や、丘陵部から平野部にひろがる田園風景、法隆寺をはじめとする社寺や、西里・東里に代表される伝統的集落、さらには、農業、産業、祭りなど人々の営みが一体となって、「斑鳩の里」といわれる独自の美しい景観が形成されてきました。

こうした長い歴史をかけて積み重ねられてきた景観の上に、昭和30年代後半から始まった急激な都市化の進展により、新たに住宅都市としての側面が加わり、今日の斑鳩町の景観が形成されています。

このように形成されてきた斑鳩町の景観の特徴は、「自然がつくりだす景観」、「田園がつくりだす景観」「歴史がつくりだす景観」、「市街地がつくりだす景観」、そして「文化がつくりだす景観」の5つの面から捉えることができます。

(1) 自然がつくりだす景観

- 矢田丘陵の山林は、緑豊かな自然山林で、斑鳩の里の背景に広がる緑として、景観上重要な役割を担っています。また、山稜部からは斑鳩町を一望することができます。
- 三室山は、市街地の中にある緑地として、重要な景観資源のひとつとなっており、春には桜の名所となります。
- 丘陵部には、斑鳩ため池など農業用のため池が点在し、美しい水辺景観をつくりだしています。
- 河川は7本の一級河川があり、このうち町域の南端を東から西に大和川が流れ、南流してきた富雄川、竜田川、三代川とその支流が大和川に注いでいます。
- 竜田川沿岸部の一部は、県立竜田公園として整備され、秋のもみじをはじめ、四季を通した美しい景観は多くの人々に親しまれています。
- 大和川、三代川と富雄川の河川沿いには田園が広がり、矢田丘陵の山稜を遠望できます。また、大和川の河川敷の一部は親水公園として整備されています。



(2) 田園がつくりだす景観

- 丘陵部の水田や地形を利用した果樹園、大和川、三代川や富雄川の河川沿いにひろがる水田、畑や果樹園、市街地の中の農地など多彩な田園景観がみられます。
- 岡本から幸前にかけては、穏やかな傾斜を持つ農地が広がっています。また、法起寺を背景にしたコスモス畑は斑鳩らしい山麓の田園景観として親しまれています。
- 平野部の農地は、条里制のなごりを残し、整然と区画された広々とした田園景観を形成しています。農地からは、遠くに矢田丘陵の山稜と、その麓の法隆寺の五重塔を望むことができます。



(3) 歴史がつくりだす景観

- 日本で最初の世界遺産に登録された法隆寺、法起寺をはじめ、法輪寺など歴史的な社寺や史跡が点在しています。
- 社寺の周辺には、東里や西里、三井、岡本など瓦屋根や土塀が特徴的な建築物が建ち並ぶ伝統的集落が位置しています。
- 奈良街道沿いの龍田地区では、かつて宿場町であったことを今に伝える歴史的な町並みが残されています。また、かつて商店街としてにぎわった並松地区にも古い町家が残されています。
- 町内には、全国的にも有名な藤ノ木古墳や、社寺、条里制などの遺跡、太子道や業平道などに代表される古道や道標、石仏、石塔など貴重な文化遺産が点在しています。



(4) 市街地がつくりだす景観

- 大阪のベッドタウンとして昭和30年代後半から急速に宅地開発がすすみ、大規模開発が行われてきました。
- 町内における住宅の8割は戸建住宅となっており、高度地区指定に基づく高さ規制がなされているとともに、丘陵部に位置する西の山住宅や錦ヶ丘住宅、緑ヶ丘住宅には、風致地区の指定がなされていることから、町全体として低層主体であり、高さでの調和感のある町並みによる市街地形成がはかられてきました。
- 町域の東部に位置する幸前地区においては、工場や流通施設が集積しています。
- 広域幹線道路である国道25号や県道大和高田斑鳩線など、幹線道路沿道においては、沿道型の店舗等が立地しています。



(5) 文化がつくりだす景観

- 法隆寺の鬼追い式や会式などの年中行事や、斑鳩神社、龍田神社などの祭りは、自然や歴史的町並みを背景に、斑鳩の里の文化的な景観をつくりだしています。また、能楽「金剛流」発祥の地として、上宮遺跡公園で毎年9月に開催する「観月祭」の中で、薪能が公演されています。
- 在原業平に詠われた竜田川をはじめ、三室山など古くから和歌に詠まれた、その自然景観は、今日も春の花見、秋の紅葉狩りといった四季のレクリエーションの場として、住民の生活に定着しています。



3. 景観の構造

斑鳩町の景観は、地形区分と景観の特徴から、4つの景観区域に区分できます。また、幹線道路や旧街道、河川は、これらの景観区域を貫く景観軸としてとらえることができます。

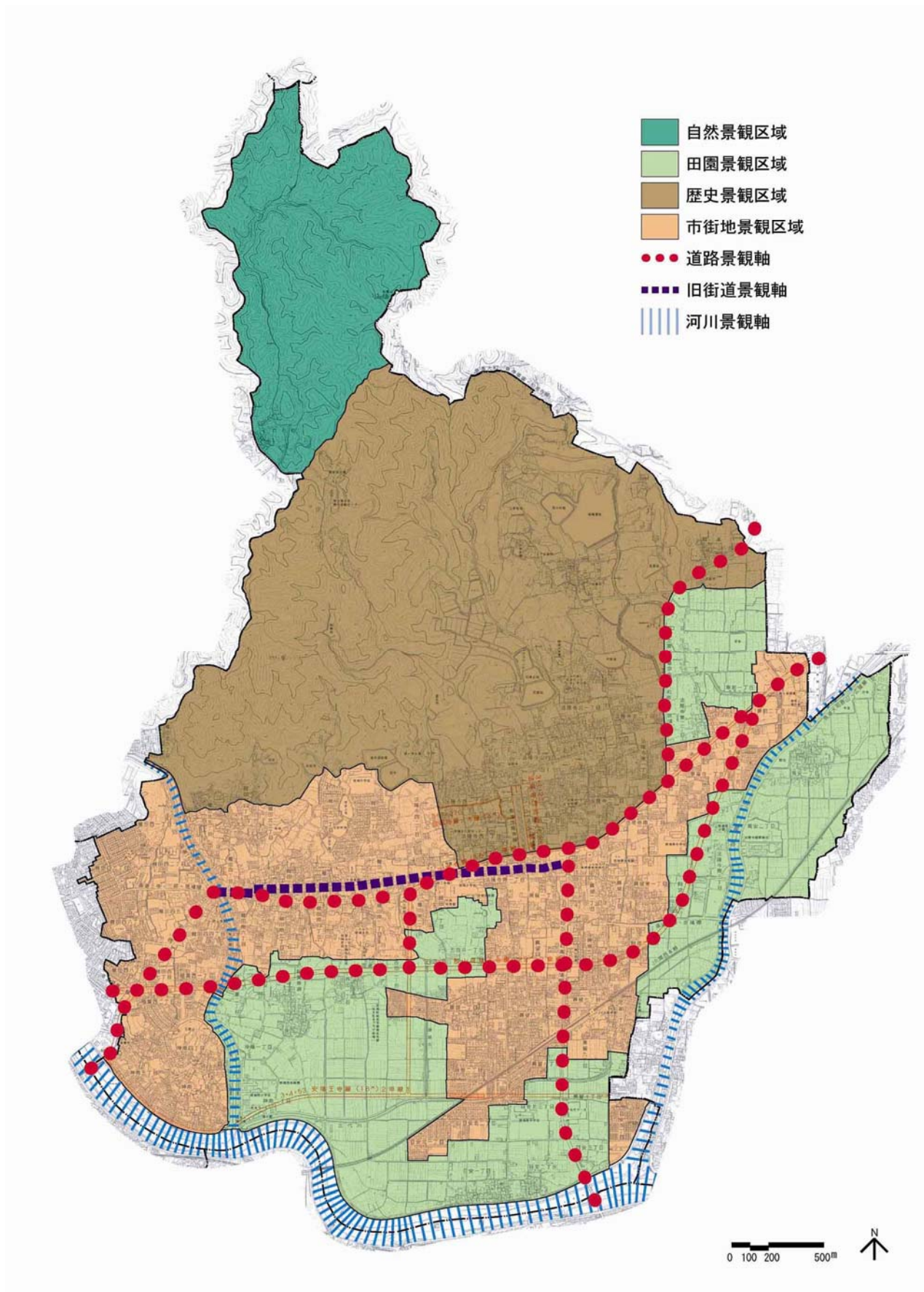
〈景観区域〉

自然景観区域	矢田丘陵北部の山林の自然景観の区域
田園景観区域	丘陵部の下部から平野部に広がる田園景観の区域
歴史景観区域	丘陵部の世界遺産を中心に、これを取り囲む山林・丘陵の農地・市街地で構成される歴史景観の区域
市街地景観区域	街道・道路沿道、集落、住宅地、鉄道駅等を中心に広がる市街地景観の区域

〈景観軸〉

道路景観軸	国道25号・県道奈良大和郡山斑鳩線・県道大和高田斑鳩線・いかるがパークウェイ・都市計画道路法隆寺線（国道25号との交点からいかるがパークウェイとの交点までの区間。以下同じ。）
旧街道景観軸	奈良街道の竜田川から県道大和高田斑鳩線までの区間
河川景観軸	大和川・竜田川・富雄川

■ 景観構造図



■景観区域と区域の概要

景観区域	区域の概要
自然景観区域	矢田丘陵の山並みを形成し、一部に山間集落(白石畑)をもち、緑豊かな山林の自然景観の区域
田園景観区域	丘陵部の下部、県道奈良大和郡山斑鳩線の南東部に広がる農地で、矢田丘陵の社寺や集落(岡本)を背景にした田園景観が展開する区域(幸前)
	大和川・三代川・富雄川の河岸に展開する農地。矢田丘陵を背景に、広がりのある農地と鎮守の杜のある集落がつくりだす四季ののどかな田園景観の区域(稲葉車瀬、小吉田、目安、高安など)
歴史景観区域	世界遺産の社寺・集落の後背を形成する自然山林の区域
	矢田丘陵の山林を背景に、世界遺産の法隆寺、法起寺や法輪寺の社寺・集落・ため池・農地など、自然と社寺・集落の町並みが一体となって歴史的風土を形成している区域(法隆寺、三井、岡本、東里)
	法隆寺の南側で歴史的町並みが残る集落を含む市街化区域で、幹線道路に近接して市街化が進んだ区域(西里、三町など)
市街地景観区域	丘陵部に計画的に開発された大規模戸建住宅地で、落ち着きのある町並み景観とともに、丘陵の緑と一体となって、斑鳩の遠景を形成している区域(錦ヶ丘、西の山、夕陽ヶ丘など)
	幹線道路及び奈良街道沿道に業務機能や行政機能などが集積し、にぎわいと共に、歴史的町並み景観を持つ区域(龍田、龍田南)
	平野部の農地が区画整理等で計画的に開発された戸建て住宅地で、落ち着きのある町並み景観を持つ区域(服部、目安北など)
	古くからの集落や集落周辺の市街地を中心とし、神社の古木等を擁する歴史や文化、地域コミュニティ景観の区域(興留など)
	JR法隆寺駅周辺の交通広場とともに、斑鳩の里の玄関口としての景観区域

■景観軸と軸の概要

景観軸		軸の概要
道路 景観軸	国道25号	斑鳩町と他地域を結ぶ主要な幹線道路であるとともに、町の道路ネットワークの骨格となる道路
	県道奈良大和郡山斑鳩線	
	県道大和高田斑鳩線	
	いかるがパークウェイ	
	都市計画道路法隆寺線	
旧街道 景観軸	奈良街道	法隆寺地区と龍田地区をつなぎ、街道筋の町並みが残る貴重な歴史の軸
河川 景観軸	竜田川	斑鳩町の主要河川であり、大和川・富雄川は、その河川沿いにのどかな田園景観を形成し、竜田川は、四季の自然を感じさせる景観を残している
	大和川	
	富雄川	

■ 道路景観軸



■ 旧街道景観軸



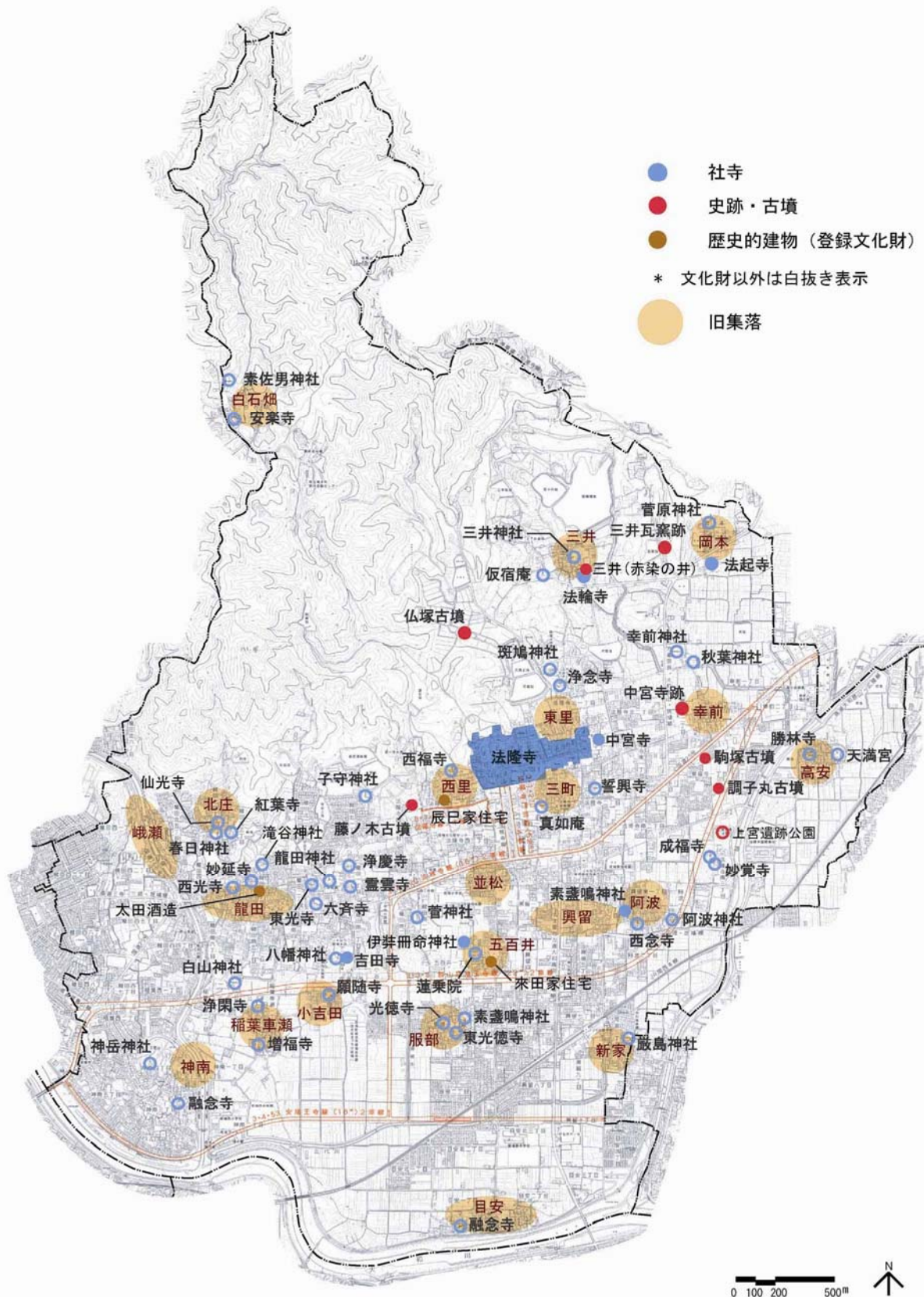
■ 河川景観軸



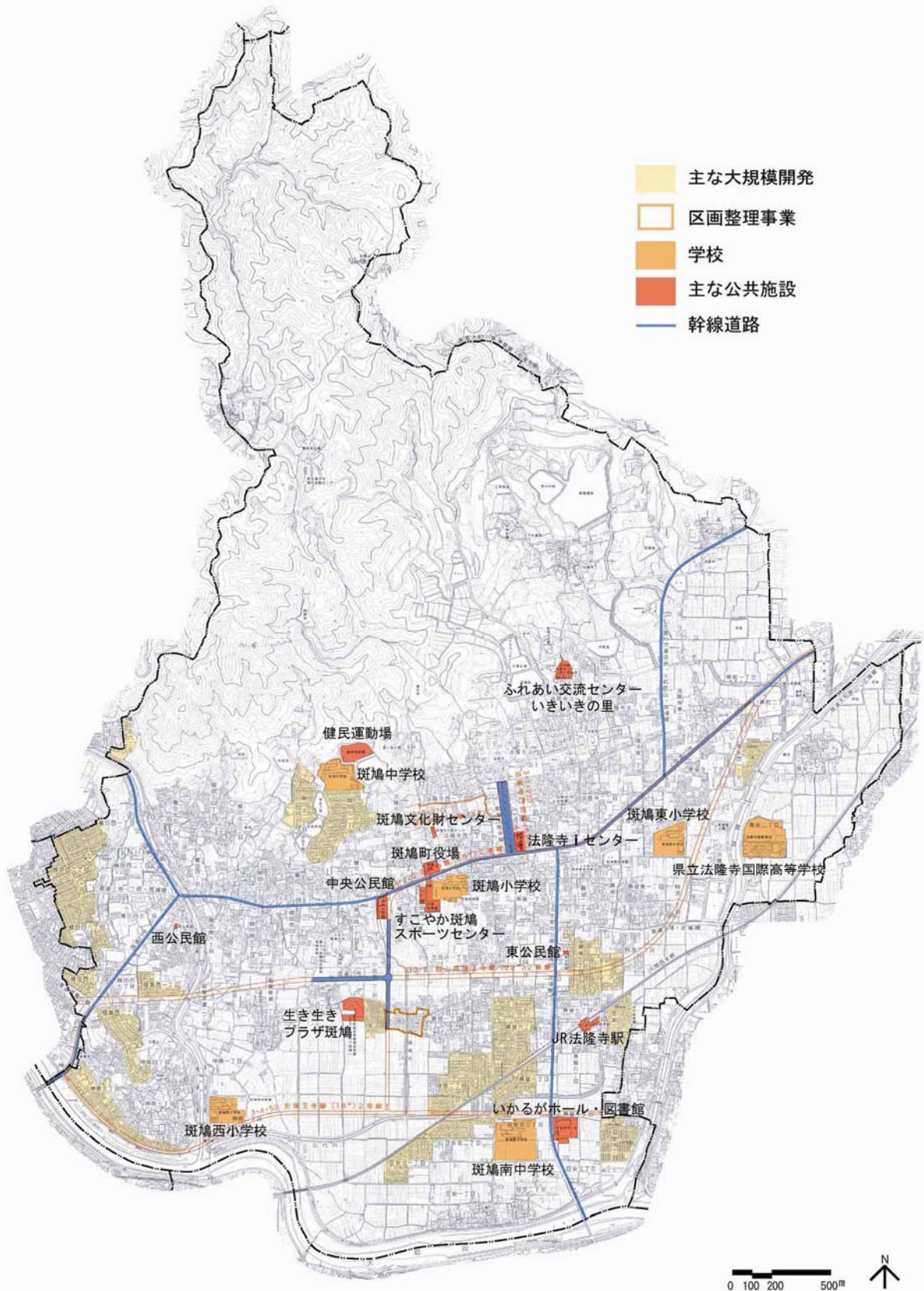
■景観区域と景観要素

		自然・田園景観			歴史景観			市街地景観			
		山林	田園	水辺・ため池	社寺	歴史的町並み	集落	戸建斜面住宅	戸建住宅	一般住宅(スプロール)	複合用途市街地
自然景観区域	(山林) 白石畑	○		○			○				
田園景観区域	幸前		○	○			○			○	
	稲葉車瀬 小吉田		○	○	○		○			○	
	目安		○		○		○			○	
歴史景観区域	(山林)	○		○							
	法隆寺 三井・岡本 東里	○	○	○	○	○	○				
	西里・三町 など		○	○		○	○			○	○
市街地景観区域	錦ヶ丘 西の山 夕陽ヶ丘		○	○			○	○		○	
	龍田 龍田南		○	○	○	○				○	○
	南服部 目安北など								○	○	
	興留など			○	○		○			○	
	J R 法隆寺 駅周辺								○	○	○

■ 主な歴史資源



■ 主な市街地景観



4 景観の課題

斑鳩町は、自然、田園、歴史、市街地の特徴ある景観を有し、これを維持・保全してきました。しかしながら、今日の産業・生活構造の変化は、斑鳩町の景観を変化させ、さらに、生活様式の変化は、様々な側面で斑鳩の里の景観を損なう要因となっています。

(1) 山林の荒廃

斑鳩町の山林の大部分は、生産林ではなく天然林であり、現在では里山としての人の手による管理がほとんど行われなくなっている状況にあります。また、松食い虫など病害虫の発生、竹林の増加など、自然環境が変化するにつれて、景観が損なわれてきています。さらに、ごみの不法投棄などの外的要因もみられます。

自然植生の回復にむけた取組みとともに、自然がつくりだす景観へのきめ細かな配慮が求められます。

(2) 耕作放棄地の増加

農業従事者の減少、高齢化などにより、耕作放棄地の増加や管理が行き届かないことにより景観が損なわれてきています。

営農環境の整備をはじめ、田園がつくりだす景観へのきめ細かな対応が求められます。

(3) 生活様式の変化

産業・生活構造の変化は、都市型の生活様式を生み出し、新たな建築部材の開発や新たな建築工法への移行が進んでいます。こうした新たな建築部材や建築様式を用いた建物が伝統的集落の中に混在し、歴史的な町並みの統一感を失わせる要因となっています。

歴史景観は、地域の生活の場であると共に、重要な観光資源でもあり、貴重な歴史的資源であることから、これらを保存・活用するとともに、地域のくらしが生きた歴史がつくりだす景観の魅力向上が求められます。

(4) 沿道景観の乱れ

町域内の国道、県道の広域幹線道路沿道では、派手な色彩の沿道施設や屋外広告物が、景観を損なう要因となっているものもあり、特に国道25号は、「法隆寺を訪れる観光客ががっかりする」との理由で奈良の「残したくない景観」（奈良県募集）にも挙げられている箇所があります。

市街地がつくりだす景観として、周辺環境に配慮したものへ誘導することが求められます。

(5) 規制等の景観形成対策

これまで維持・保全してきた斑鳩の里の景観に加えて、現在、新たな都市基盤として整備がすすめられている、いかるがパークウェイの沿道やJR法隆寺駅を中心とする周辺地区では、将来的に生み出される新しい景観を良好なものへと誘導するための規制等の景観形成対策が求められます。

第2章



景観形成の目標と基本方針

第2章 景観形成の目標と基本方針

1. 景観形成の目標

第4次斑鳩町総合計画では、めざすまちの将来像を「ともに生き、ともに育むまち 歴史と文化がくらしの中に息づく“新斑鳩の里”」と定めています。

この将来像をふまえ、長い歴史の中で育まれてきた「自然」「田園」「歴史」が作り出す景観を保全し、近年の住宅開発や幹線道路沿道の土地利用、さらには、今後の都市基盤整備により生み出される「市街地」としての景観を調和させ、新しい斑鳩の里の景観を創出することが求められます。そこで、斑鳩町の景観形成の目標を次のとおりとします。

魅力ある自然・歴史・町並みが織りなす斑鳩の里の景観の保全と創出

2. 景観形成の基本理念

景観形成の目標を実現するために、次の景観形成の基本理念を定めます。

- 山並みを背景に田園の中に社寺や旧集落が点在する斑鳩の里の景観を保全し、次世代に継承していきます。
- 斑鳩の里をかたちづくる田園景観や歴史景観と調和した、緑豊かで落ち着いた市街地景観をつくりだします。
- くらしの中で自然や歴史を学び体験することで斑鳩の里のよさを再認識し、住民自らが誇りに思える景観まちづくりを推進します。
- 幹線道路の沿道やJR法隆寺駅周辺地域などでは、斑鳩の里にふさわしい、にぎわいと活力のある市街地景観をつくりだします。
- 町民・事業者・NPO、行政が、斑鳩町の将来像を共有し、協働して、地域のまちづくりとともに、景観まちづくりを推進します。

3. 景観形成の基本方針

景観形成の目標に向かって、景観の特徴と課題をふまえ、景観法第8条第2項第2号の規定に基づく良好な景観の形成に関する方針を次のとおり定めます。

(1) 自然景観区域


<p>〈位置及び区域〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●斑鳩町の北部に連なる矢田丘陵の北側山林部 (古都保存法による歴史的風土保存区域以北) 	<p>〈区域図〉</p> 
<p>〈景観資源〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●斑鳩の里の景観の骨格となる遠景、矢田丘陵の稜線 ●白石畑（稜線の北側集落）の山間集落 	
<p>〈区域の特性・課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●矢田丘陵の自然山林がつくりだす稜線は、斑鳩の里の背景となる遠景を形成しています。 ●矢田斑鳩近郊緑地保全区域・平群谷環境保全地区や保安林として、その自然環境が保全されています。 ●稜線近くの谷合に、集落と農地があり、山間集落の景観を残しています。(白石畑) ●豊かな自然環境の中で、矢田自然公園など、町民が自然に親しむ活動の場として、利用されています。 ●自然環境の変化にともない、山林の荒廃が進んでいます。 	

〈景観形成の基本方針〉

斑鳩の歴史風土を感じる緑豊かな自然景観の保全

- 矢田丘陵の自然山林の植生を維持・保全し、自然の回復をはかります。
- 多くの人々が、自然とふれあい、親しめる景観の形成をはかります。
- 建築物・工作物については、周辺の自然環境と調和のとれた形態・色彩とし、緑地を残し緑化を行います。

(2) 田園景観区域

<p>〈位置及び区域〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 町域の東部及び南部の市街化調整区域 	<p>〈区域図〉</p> 
<p>〈景観資源〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ため池、農地、果樹林などの農業資源 ● 水田を中心とする農地 ● 伝統的農家集落の町並み ● 矢田丘陵の山林、稜線の遠望 ● 三代川の河川愛護活動による堤外のり面の美化（マツバギク、ヒラドツツジ） 	
<p>〈区域の特性・課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 集落や丘陵の緑を背景にのどかな田園景観が、県道奈良大和郡山斑鳩線周辺に展開しています（岡本・三井・幸前） ● 条里制を背景に持つ水田農地で、矢田丘陵の山稜を遠望する田園景観が広がっています。 ● 田園景観の中に社寺を中心とした伝統的集落が見られます。（稲葉車瀬・小吉田・目安・高安など） ● 耕作放棄地の増加が田園景観を損なう要因となっています。 	

〈景観形成の基本方針〉

歴史・文化・自然が一体となり、矢田丘陵を遠望する広々としたのどかな田園景観の保全

- 水田・果樹園など営農環境を整備することにより、自然と一体となった、広がりのある伝統的田園景観を保全します。
- 田園景観と一体となった集落を保全します。
- 建築物・工作物については、周辺の自然環境や、集落の環境と調和のとれた形態・色彩とし、緑地を残し緑化を行います。
- 特に、農地との境界にあたる部分については、擁壁などの仕上げ、植栽によって田園景観との調和をはかります。
- 河川愛護活動による三代川堤外のり面美化については、今後とも官民の協働により、良好な景観を保全します。

(3) 歴史景観区域

<p>〈位置及び区域〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 古都保存法による歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区 	<p>〈区域図〉</p> 
<p>〈景観資源〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法隆寺を中心とする社寺建造物群 ● 矢田丘陵の自然山林 ● 法隆寺周辺の門前集落の町並み ● 法輪寺・法起寺の社寺及び門前集落の町並み ● 山林緑地と一体となった、古墳・農地・ため池など 	
<p>〈区域の特性・課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法隆寺の社寺建造物群と一体となって、伝統的な集落形態を残す歴史的、文化的な景観を形成しています。(東里・西里) ● 法隆寺を中心とした世界遺産の後背には矢田丘陵の自然山林が広がっています。 ● 法起寺、法輪寺とその周辺集落が一体となった町並みが、丘陵の景観を形成する要素となっています。(三井・岡本・東里) ● 矢田丘陵の谷間から農地が広がり、ため池や古墳などの史跡が点在し、丘陵農地の景観を形成しています。 ● 産業・生活様式の変化により、新たな建築部材や建築様式を用いた建物が伝統的集落の中に混在し、歴史的な町並みの統一感を損なう要因となっています 	

〈景観形成の基本方針〉

世界遺産と一体となった歴史的・文化的景観の保全

- 社寺・集落・ため池など古くから受け継がれてきた資源と、自然・歴史・文化が創り出す環境とが一体となった景観を保全します。
- 法隆寺の仏閣を中心とする参道、視点場からの法隆寺の塔の眺望などの景観を保全します。
- 建築物・工作物については、伝統的な集落形態を踏襲した形態、仕上げ、色彩とし、周辺との調和をはかります。

(4) 市街地景観区域

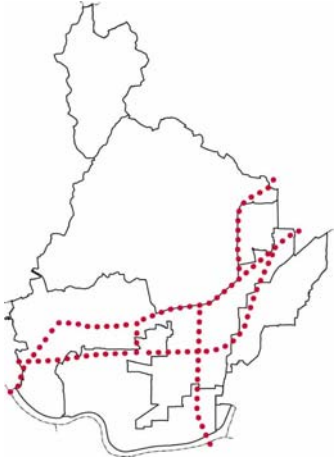
<p>〈位置及び区域〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 古都保存法による歴史的風土保存区域の南側境界以南の市街化区域（ただし、龍田西及び竜田川右岸の北端部の一部市街化調整区域を含む） 	<p>〈区域図〉</p> 
<p>〈景観資源〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 遠景として丘陵の稜線、中景としての山麓の山林、三室山等 ● 旧集落の町並み、社寺や樹木などの歴史的資源、農地、ため池など ● 奈良街道の沿道や周辺に残る歴史建造物、沿道の町並み ● 緑地と一体となった屋根並み 	
<p>〈区域の特性・課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 旧集落と共にその周辺の住宅団地で、古くからの集落・建築形態が残されていますが、建替えや新築が進んでいます。 ● 丘陵部では低層住宅団地が開発され、住宅地としての良好な町並み環境と、丘陵の緑と一体となった屋根並みが形成されています。（西の山住宅など） ● 平野部の田園周囲には、住宅団地があり、良好な町並みと市街地が形成されています。（服部・目安北など） ● 奈良街道の沿道や周辺には、龍田神社や町家など歴史的建築物が残されています。 	

〈景観形成の基本方針〉

斑鳩の原風景と調和した親しみのある市街地景観の形成

- 丘陵部の住宅地では、自然環境に配慮した緑豊かな市街地景観を形成します。
- 三室山など、山林・緑地を保全します。
- 建築物・工作物の形態、仕上げ、色彩については、周囲の丘陵部や田園の自然環境、集落など歴史文化環境と調和をはかります。
- 敷地内の緑地を残し、特に、農地に隣接する場合は、農地との調和をはかりながら緑化を行います。
- JR法隆寺駅周辺など、多くの人々が集まる拠点では、斑鳩の原風景との調和をはかりつつ、にぎわいのある市街地景観を形成します。

(5) 道路景観軸

<p>〈位置及び区域〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国道25号 ● 県道奈良大和郡山斑鳩線 ● 県道大和高田斑鳩線 ● いかるがパークウェイ ● 都市計画道路法隆寺線 	<p>〈区域図〉</p> 
<p>〈景観資源〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 街路樹 ● 歩道 ● 街灯などの道路付属物 ● 道路沿道の建物の連なり ● 道路沿道の緑や田園風景 ● 斑鳩の里の眺望 	
<p>〈区域の特性・課題〉</p> <p>国道25号</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法隆寺等の歴史的風土保存区域に接し、世界遺産へアクセスする幹線道路で、交通量が多く、沿道施設、屋外広告物の中には、派手な色彩のものもあり、斑鳩の里の景観を損なう要素となっているものも見受けられます。 <p>県道奈良大和郡山斑鳩線</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大和郡山方面から斑鳩の里にアクセスする幹線道路で、両側に丘陵の農地・集落が展開し、法起寺の塔を望む広がりのある斑鳩らしい田園景観を形成しています。 <p>県道大和高田斑鳩線</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 西名阪自動車の法隆寺インターチェンジから斑鳩の里へアクセスする幹線道路で、田園景観の先に矢田丘陵、三室山を遠望する景観が展開します。しかし、派手な色彩の屋外広告物により、景観が損なわれている箇所も見受けられます。 <p>いかるがパークウェイ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現在整備中ですが、将来的には、国道25号に替わる広域幹線道路としての役割をになっており、道路の整備と合わせて、道路沿道について、良好な景観を誘導する規制等の対策が求められます。 <p>都市計画道路法隆寺線</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国道25号との交点からいかるがパークウェイとの交点までの区間は、いかるがパークウェイの整備がすすめば、国道25号といかるがパークウェイを南北につなぐ幹線道路となることから、道路沿道について、良好な景観を誘導する規制等の対策が求められます。 	

〈景観形成の基本方針〉

斑鳩の里へのアクセス道路にふさわしい沿道景観の形成

国道25号

- 世界遺産を含む歴史・文化的環境にふさわしい沿道市街地の景観を形成します。

県道奈良大和郡山斑鳩線

- 斑鳩の里の田園景観と調和した広がりのある景観を形成します。

県道大和高田斑鳩線

- 田園景観の中の矢田丘陵など、眺望を生かす沿道の景観を形成します。

いかるがパークウェイ

- 規制等の対策により、良好な沿道の景観を誘導します。

都市計画道路法隆寺線

- 規制等の対策により、良好な沿道の景観を誘導します。

(6) 旧街道景観軸

<p>〈位置及び区域〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 奈良街道の龍田から並松にかけての区間 (竜田川との交点から県道大和高田斑鳩線との交点まで) 	<p>〈区域図〉</p> 
<p>〈景観資源〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 奈良街道沿道の町並みや歴史的資源 ● 龍田神社をはじめとする社寺や町家等の歴史的建造物 	
<p>〈区域の特性・課題〉</p> <p>龍田</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 奈良街道の宿場町であった龍田地区には、龍田神社をはじめとする社寺や造り酒屋などの町家、樹木などが残されています。(太田酒造、ソテツの巨樹など) ● 龍田神社では、秋祭りなど地域に支えられた行事も残り、町並みと共に文化的景観を今日に引き継いでいます。 ● 近年は建替えがすすみ、歴史的な町家は失われつつあり、歴史的町並みの保全・再生にむけた取組みが求められています。 <p>並松</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 並松地区は、法隆寺門前への入口としてにぎわいを見せていた奈良街道の商店街であり、歴史的な町家も残されていますが、商業機能は衰退し、建替えが進行しています。 ● J R法隆寺駅から法隆寺へ向かう歩行者のルートでもあり、歴史的町並みの保存・再生と共に新たなにぎわい創出にむけた取組みが求められます。 	

〈景観形成の基本方針〉

法隆寺と龍田を結ぶ街道として歴史的・文化的景観の活用

- 奈良街道に点在する歴史的な資源を生かし、歴史的町並みの保存・修景に取り組み、街道集落のにぎわいを再生します。
- 法隆寺地区と龍田地区を結ぶ道として、歩いてまちなか観光を楽しむことができるよう沿道を含めた整備(歩道・自転車道)をすすめます。

(7) 河川景観軸

<p>〈位置及び区域〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大和川 ●富雄川 ●竜田川 	<p>〈区域図〉</p> 
<p>〈景観資源〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●河川の水の流れや水辺 ●河川敷の緑 ●河川沿いの自然や田園風景 	
<p>〈区域の特性・課題〉</p> <p>大和川・富雄川</p> <ul style="list-style-type: none"> ●河川沿いには、のどかな農地の中に集落など居住市街地が点在する田園景観が形成されています。 ●大和川の河川敷は、一部公園として利用されています。 <p>竜田川</p> <ul style="list-style-type: none"> ●上流部は矢田丘陵、下流部は三室山の麓を流れ、矢田丘陵の広がりのある景観とは異なる独特の自然景観を形成しています。 ●三室山及び県立竜田公園は、桜や紅葉に代表される四季の自然を感じることができます。 	

〈景観形成の基本方針〉

斑鳩の豊かな四季の自然を感じ、親しみのある河川景観の保全

(大和川・富雄川)

- 河川沿いから田園景観の中に、矢田丘陵、三室山などを眺望できる景観を保全します。

(竜田川)

- 水辺は親水空間として活用し、親しみのある水辺環境を保全します。
- 水辺と一体となった、三室山や県立竜田公園の桜や紅葉に代表される四季の自然を感じることができる景観を保全します。

第3章



景観形成のための方策

第3章 景観形成のための方策

1. 良好な景観形成のための行為の制限（斑鳩町全域）

景観形成の基本方針を踏まえ、良好な景観の保全・創造・活用をはかるため、景観計画区域である斑鳩町全域を対象に、景観法第8条第2号第3号の規定に基づき、景観形成に特に大きな影響を及ぼすと考えられる行為の制限に関する事項を定め、該当する行為を行う場合は、届出が必要です。

良好な景観形成のための基準（以下「景観形成基準」という。）については、届出が必要な行為（以下「届出対象行為」という。）別、景観区域別に定めます。届出については景観形成基準による審査を行い、基準に適合しない場合は、必要に応じて勧告や変更命令を行います。なお、次のいずれかに該当する行為で、斑鳩町景観審議会の意見を聴いたうえで、当該行為が良好な景観形成に資すると認められるものについては、この基準によらないことができます。

- ◆建築物等の色彩やデザインなどの質が高く、周辺の景観形成を先導することが期待されるもの
- ◆既に整備が行われ、地域の町民に親しまれているものの増築または改築、外観の変更
- ◆その他特別に配慮する必要があるもの

なお、「重点景観形成区域」における届出対象行為及び景観形成基準については、「**2. 重点景観形成区域における行為の制限**」に定めています。

(1) 届出対象行為

景観区域における届出対象行為は、次のとおりです。

●自然景観区域・田園景観区域・歴史景観区域・市街地景観区域の届出対象行為

行為	規模・内容等
〈建築物〉（景観法第16条第1項第1号により届出が必要な行為）	
建築物の新築または移転	地盤面からの高さ10mを超える建築物、または、建築面積500㎡を超える建築物 この規模を超えることとなる増築または改築を含む
建築物の増築または改築	上記規模を超える建築物で、行為に係る建築面積が10㎡を超えるもの
建築物の外観の変更	上記規模を超える建築物で、行為に係る面積が10㎡を超える外観の変更

行為	規模・内容等
〈工作物〉*1を参照（景観法第16条第1項第2号により届出が必要な行為）	
届出対象となる工作物①の新設または移転	高さ15mを超えるもの この規模を超えることとなる増築または改築を含む
届出対象となる工作物②から⑤の新設または移転	高さ10mを超えるもの この規模を超えることとなる増築または改築を含む
届出対象となる工作物⑥から⑧の新設または移転	高さ10mを超えるもの、 かつ、築造面積500㎡を超えるもの この規模を超えることとなる増築または改築を含む
届出対象となる工作物⑨の新設または移転	①の場合は、建築物の上端から工作物の上端までの高さ5m、 または、地盤面から当該工作物の上端までの高さ15mを超えるもの ②から⑧の場合は、建築物の上端から工作物の上端までの高さ5m、 または、地盤面から当該工作物の上端までの高さ10mを超えるもの この規模を超えることとなる増築または改築を含む
届出対象となる工作物の増築または改築	上記規模を超える工作物で、行為に係る築造面積が10㎡を超えるもの
届出対象となる工作物の外観の変更	上記規模を超える工作物で、行為に係る面積が10㎡を超える外観の変更
〈開発行為〉（景観法第16条第1項第3号により届出が必要な行為）	
開発行為	行為地の面積1,000㎡を超えるもの または、行為にともない生ずる擁壁もしくはのり面の高さが2mかつ長さ10mを超えるもの
〈その他〉（景観法第16条第1項第4号により届出が必要な行為）	
土地の形質の変更*2を参照	行為地の面積1,000㎡を超えるもの または、行為にともない生ずる擁壁もしくはのり面の高さが2mかつ長さ10mを超えるもの
物件の堆積*3を参照	行為地の面積1,000㎡を超えるもの または、物件の堆積の高さが2mを超えるもの

*1 届出対象となる工作物は次のとおりです。

- ① 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- ② 煙突（支枠及び支線があるものについては、これらを含む）その他これに類するもの
- ③ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）
- ④ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ⑤ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車その他これらに類する遊戯施設
- ⑥ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
- ⑦ 自動車車庫の用途に供するもの
- ⑧ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの
- ⑨ ①～⑧に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの

*2 土地の形質の変更のうち、届出対象は、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く）です。重点景観形成区域においても同じです。

*3 物件の堆積のうち、届出対象は、屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積です。重点景観形成区域においても同じです。

●届出の適用除外とする行為

届出対象行為であっても、景観法第16条第7項の各号及び斑鳩町景観条例に定める次の行為については、適用除外となり届出の必要はありません。重点景観形成区域においても同じです。

- 仮設の建築物（特定行政庁である奈良県が、1年以内の期間を定めて許可した仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗など）の新築、移転、増築、改築、外観の変更
- 農業又は林業を営むために行う土地の形質の変更
- 屋外における物件の堆積で、次のもの
 - (1) 農業又は林業を営むために行うもの
 - (2) 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの
- 良好な景観の形成のための措置が講じられる、次の法令または条例の規定に基づき、許可・認可・届出・協議が行われる行為
 - (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）
 - (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）
 - (3) 古都保存法（昭和41年法律第1号）
 - (4) 奈良県立自然公園条例（昭和41年12月奈良県条例第23号）
 - (5) 奈良県風致地区条例（昭和45年3月奈良県条例第43号）
 - (6) 奈良県自然環境保全条例（昭和49年3月奈良県条例第32号）
 - (7) 奈良県文化財保護条例（昭和52年3月奈良県条例第26号）

(2) 景観形成基準

景観区域における景観形成基準は、次のとおりです。

● 建築物に関する事項

項目		景観形成基準	自然景観区域	田園景観区域	歴史景観区域	市街地景観区域	
建築物	共通事項	・ 矢田丘陵や三室山、田園景観、法隆寺をはじめとする歴史的な遺産等、斑鳩町を代表する重要な景観に対して、主な視点場(*1)からの眺望を妨げないよう配慮する。	○	○	○	○	
		・ 地域の特性を尊重し、良好な周辺景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮する。	○	○	○	○	
		・ 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮する。	○	○	○	○	
	配置・規模・高さ	・ 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模、高さとする。	○	○	○	○	
		・ 現在の地形を活かした配置とする。	○				
		・ 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合、樹木の高さに配慮した高さとする。	○		○		
		・ 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合、これを可能な限り保全し、活用する。	○	○	○	○	
		・ 農地の拡がり感を損なわないような配置、規模とし、農地に隣接する部分には、植栽が可能な空間を確保するなど、良好な周辺景観との調和に配慮する。			○	○	
		・ 可能な限り植栽のための空地を設け、ゆとりとうるおいのある空間を確保する。	○	○	○	○	
		・ 歴史的町並み等の景観が整っている地域においては、周辺との連続性に配慮した配置とする。 ・ その他の地域では、原則として、道路の境界線から1 m以上後退した配置とする。				○	○
	形態・意匠	・ 良好な周辺景観との調和に配慮し、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とする。	○	○	○	○	
		・ 歴史的遺産のある地域、歴史的町並みや集落など景観が整っている地域及びその周辺においては、屋根は、勾配屋根を用いるなど、地域特性を活かした形状とする。	○	○	○	○	
		・ 屋上設備など、突出したものを設ける場合は、建築物本体と調和させ、壁面を立ち上げるか、ルーバー等により覆う処置等を講じる。				○	○
		・ 屋外階段、ベランダなどを設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮する。				○	○

項目		景観形成基準	自然景観区域	田園景観区域	歴史景観区域	市街地景観区域
建築物	色彩・素材	・色彩は、「3. 色彩に関する景観形成基準」に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。	○	○	○	○
		・良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量などに配慮する。	○	○	○	○
		・歴史的遺産のある地域、歴史的町並みや集落など景観が整っている地域及びその周辺においては、地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材（木、土、漆喰等）の活用に配慮する。			○	○
		・屋根に太陽光発電設備を設置する場合、屋根の色彩と調和のとれた色彩とし、光沢のないものとするよう努める。	○	○	○	○
	緑化	・駐車場、駐輪場は適切な位置に設け、道路に面する部分等オープンスペースは、可能な限り緑化に努めること。			○	○
		・行為地内の緑化面積（*2）は、行為地面積の3%以上とする。 ・緑化にあたっては、郷土種を用いる等、樹種の選定に配慮し、住宅地にあっては生垣や低木、中高木を組み合わせ、良好な周辺景観との調和を図る。	○	○	○	○

* 1 主な視点場：まほろば眺望スポット100選を基に設定。

県道奈良大和郡山斑鳩線（法起寺周辺）、法輪寺、天満池
県立竜田公園（岩瀬橋付近）、桜池ポケットパーク

* 2 緑化面積は、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定による植栽面積

●工作物・開発行為・土地の形質の変更・物件の堆積に関する事項

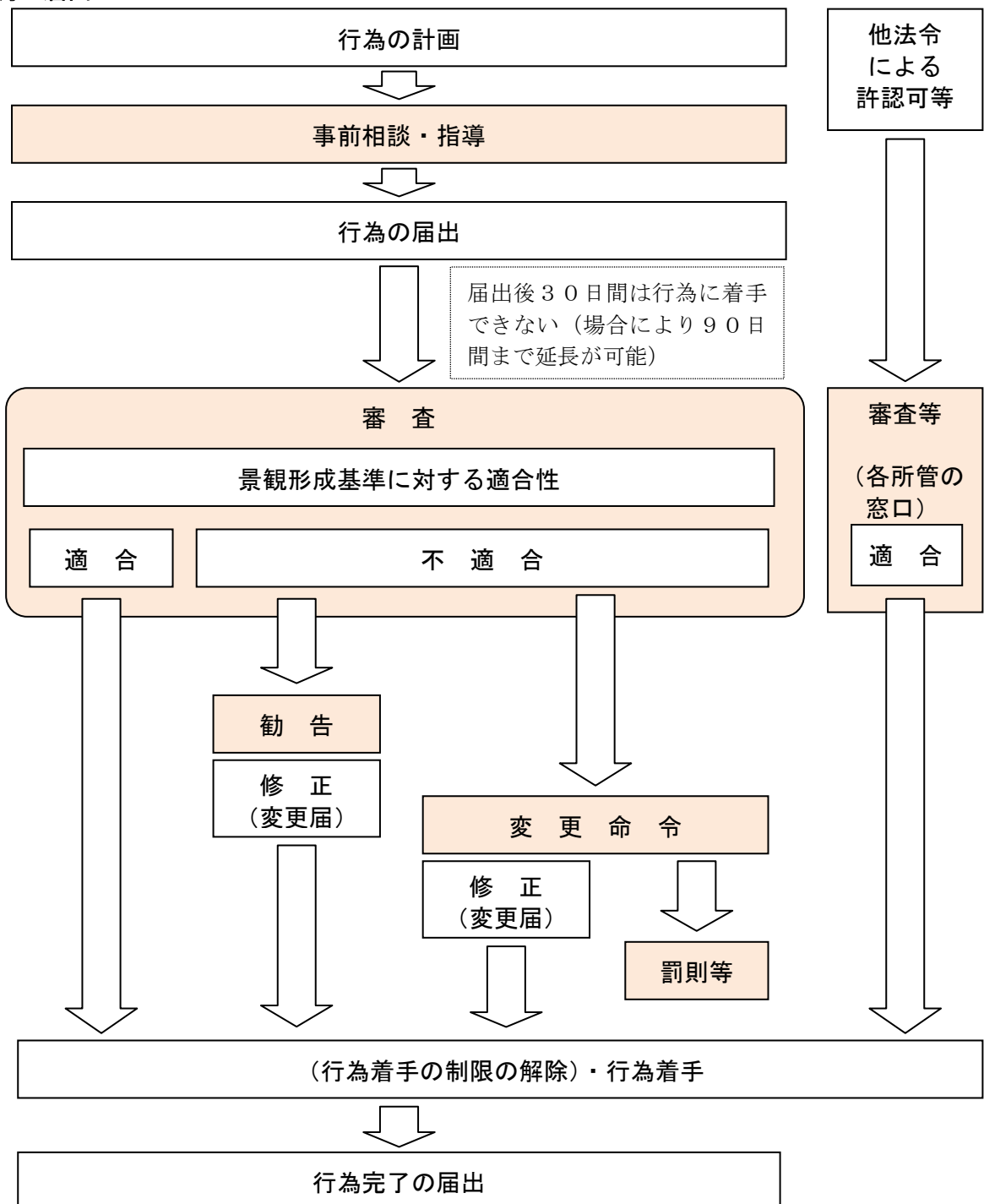
項目		景観形成基準	自然景観区域	田園景観区域	歴史景観区域	市街地景観区域
工作物	配置・規模・高さ	・良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模、高さとする。	○	○	○	○
		・山稜の近傍にあつては、稜線をみださないよう配慮した配置、高さとする。	○		○	
		・原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。	○	○	○	○
		・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木がある場合、これを可能な限り保全し、活用する。	○	○	○	○
		・行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合、樹木の高さに配慮した高さとする。	○		○	
	形態・意匠	・良好な周辺景観との調和に配慮し、全体としてバランスのとれた形態及び意匠とする。	○	○	○	○
	色彩・素材	・色彩は、「3. 色彩に関する景観形成基準」に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。	○	○	○	○
		・良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量などに配慮する。	○	○	○	○
	緑化	・駐車場等は適切な位置に設け、道路に面する部分等オープンスペースは、可能な限り緑化に努める。			○	○
		・行為地内の緑化面積（*2）は、行為地面積の3%以上とする。 ・緑化にあつては、郷土種を用いる等、樹種の選定に配慮し、住宅地にあつては生垣や低木、中高木を組み合わせ、良好な周辺景観との調和をはかる。	○	○	○	○
開発行為	・可能な限り現況の地形を活かし、地形の改変を最小限にするなど、長大なのり面や擁壁が生じないよう配慮する。	○	○	○	○	
	・のり面は、可能な限り緩やかな勾配とし、緑化を図る。 ・緑化にあつては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和をはかる。	○	○	○	○	
	・擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態、素材とする、又は前面を緑化するなど配慮する。	○	○	○	○	
	・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これを可能な限り保全し、活用をはかる。	○	○	○	○	
	・塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺景観との調和に配慮し、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。 ・色彩は、「3. 色彩に関する景観形成基準」に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。	○	○	○	○	

項目	景観形成基準	自然景観区域	田園景観区域	歴史景観区域	市街地景観区域
土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の採取、鉱物の掘採にあたっては、周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周辺の緑化を行う。 ・緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和をはかる。 	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化をはかる。 	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の開墾、その他の土地の形質の変更にあたっては、可能な限り現況の地形を活かし、地形の改変を最小限にするなど長大なり面や擁壁が生じないように配慮する。 	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・のり面は可能な限り緩やかな勾配とし、緑化を図る。 ・緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和をはかる。 	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態、素材とする、又は前面を緑化するなど配慮する。 	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、行為地周囲の緑化を行う。 ・緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和をはかる。 	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これを可能な限り保全し、活用をはかる。 	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺景観との調和に配慮し、全体的に調和とバランスのとれた形態及び意匠とする。 ・色彩は、「3. 色彩に関する景観形成基準」に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。 	○	○	○	○
物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮する。 	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮する。 	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地周辺の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮蔽を行う。 ・緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和をはかる。 	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これを可能な限り保全する。 	○	○	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・塀・柵等を設ける場合は、良好な周辺景観との調和に配慮し、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。 ・色彩は、「3. 色彩に関する景観形成基準」に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。 	○	○	○	○

(3) 届出行為に係る事務の流れ

届出対象行為の届出に係る事務の流れは次のとおりです。計画段階での事前相談・指導を行い、届出、審査等を経て景観形成基準に適合すれば行為に着手することができます。行為が完了すればその旨の完了届を提出しなければなりません。なお、「重点景観形成区域」においても同じです。

■行為の届出フロー



2. 重点景観形成区域における行為の制限

(1) 景観形成上重要な区域における景観形成の考え方

斑鳩町の景観を形成していく上で重要な地区であり、今後、土地利用の変化に伴って、景観が大きく変わる可能性の高い区域について、「重点景観形成区域」に指定し、斑鳩の里の良好な景観を損なうことのないよう、必要な行為の制限を行い、斑鳩らしい景観を誘導します。「重点景観形成区域」は次の3つの観点で設定します。

- ◆斑鳩の里の景観を展望し、歴史遺産へアクセスする国道をはじめ広域幹線道路の沿道
- ◆今後、建設される広域幹線道路の沿道
- ◆国内外からの観光客にとって斑鳩の里の玄関口であり、町民の生活の拠点でもある鉄道駅周辺

(2) 重点景観形成区域の指定および景観形成方針

重点景観形成区域として、幹線道路沿道及びJR法隆寺駅周辺地区を定め、それぞれについて、区域を指定し、景観形成方針を定めます。

● 幹線道路沿道重点景観形成区域

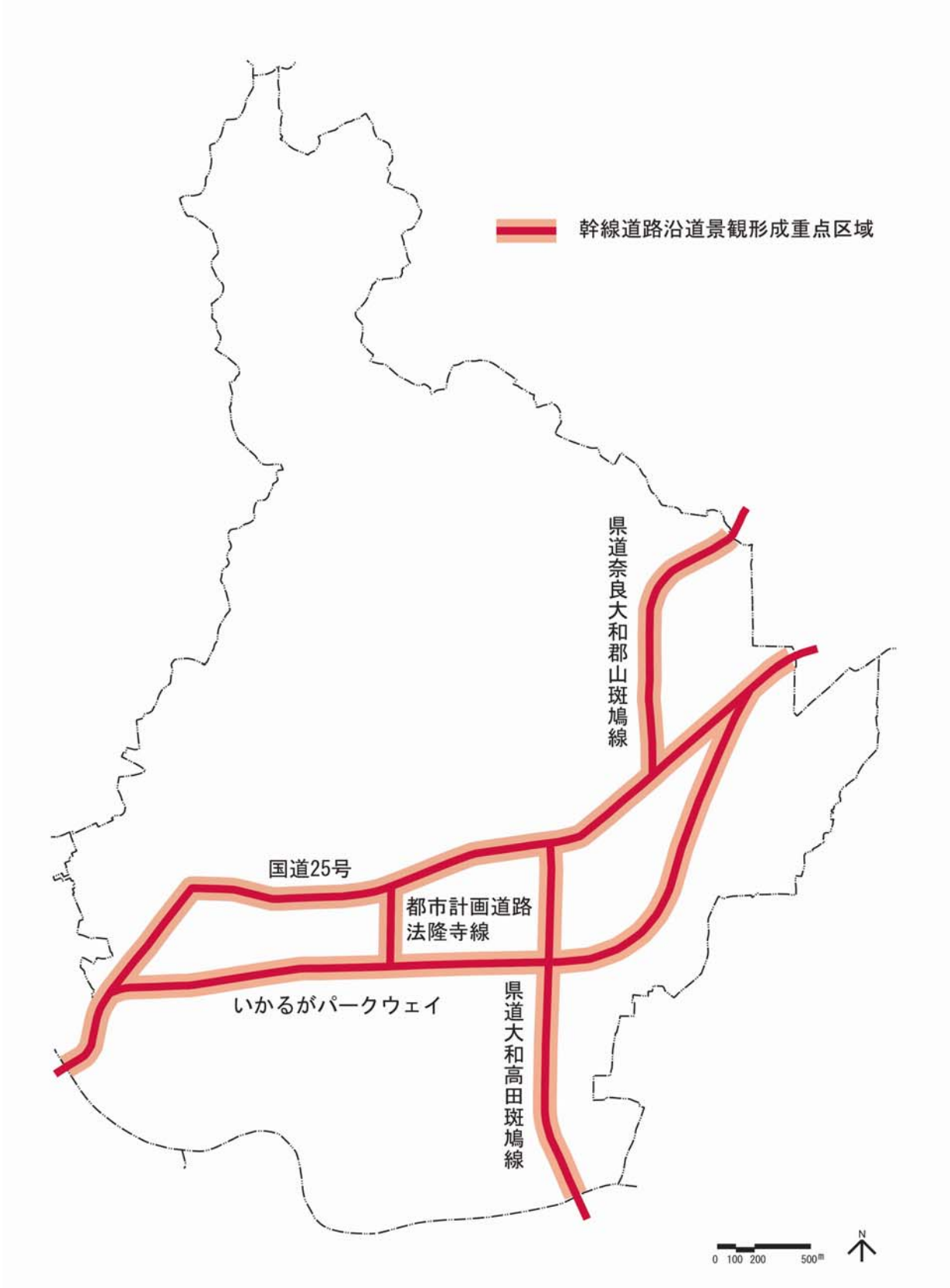
① 区域の概要

斑鳩町域の、国道25号、県道奈良大和郡山斑鳩線、県道大和高田斑鳩線、いかるがパークウェイ及び都市計画道路法隆寺線の5路線について、道路境界線から両側10m(*1)を幹線道路沿道重点景観形成区域と定めます。

なお、いかるがパークウェイ及び都市計画道路法隆寺線については、供用が開始された箇所を対象とします。

*1 行為の計画地（以下「行為地」という）が、当該道路と接する場合又は当該道路と接しない場合で、その行為地の面積の過半が10mの範囲に含まれる場合は、その行為地全体を区域とみなします。また、行為地が当該道路と接しない場合でその行為地の面積の半分以上が10mの範囲外になる場合は、その行為地の全体を区域外とみなします。

■ 幹線道路沿道重点景観形成区域図



②景観形成方針

各幹線道路沿道は、景観区域をまたいで、あるいはその接点に位置しており、整合のとれた景観誘導が求められます。特に、国道25号は、道路の両側で、風致地区、用途地域の他法令に基づく規制が混在しており、整合のとれた景観誘導が求められます。

■幹線道路沿道重点景観形成区域の路線別対象範囲と景観区域との関係

対象路線	対象区間		田園景観区域	歴史景観区域	市街地景観区域
国道25号	斑鳩町内 全線	道路境界から 両側10mの 範囲	△	○	○
県道奈良 大和郡山斑鳩線	斑鳩町内 全線		○	○	△
県道大和高田 斑鳩線	斑鳩町内 全線		○	-	○
いかるが パークウェイ	斑鳩町内 全線 (供用開始部のみ)		○	-	○
都市計画道路 法隆寺線	国道25号との交 点からいかるがパ ークウェイとの交 点までの区間 (供用開始部のみ)		○	-	○

△は、占める割合が小さな接点

■ 幹線道路沿道重点景観形成区域の路線別景観形成方針

対象路線	景観形成方針
国道25号	斑鳩の里を象徴する世界遺産にアクセスする主要幹線道路であるとともに、斑鳩町の生活道路でもあることから、田園景観・歴史景観・市街地景観といった周辺に調和した沿道景観の形成をめざします。また、その歴史・文化環境にふさわしい沿道市街地の景観の形成をめざします。
県道奈良大和郡山斑鳩線	北方面からの主要アクセス道路であり、斑鳩の里の田園景観と調和した拡がりのある景観及び、歴史景観と調和した景観の形成をめざします。
県道大和高田斑鳩線	西名阪自動車道法隆寺インターチェンジからの主要アクセス道路であり、田園景観の中の矢田丘陵・三室山など眺望を生かす沿道景観の形成をめざします。市街地部については、法隆寺へのアクセス道路として、斑鳩の里にふさわしい沿道景観の形成をめざします。
いかるがパークウェイ	平野部の田園景観と調和し、矢田丘陵、三室山等の眺望を生かす沿道景観の形成をめざします。市街地部については、斑鳩の里にふさわしい町並みの形成をめざします。
都市計画道路法隆寺線	国道25号といかるがパークウェイを結ぶ幹線道路であり、緑豊かで、斑鳩の里にふさわしい町並みの形成をめざします。

● JR法隆寺駅周辺地区重点景観形成区域

①区域の概要

JR法隆寺駅周辺地区は、斑鳩の里の玄関口としての景観形成が求められる区域です。

駅の北側には、駅前北口商店街があり、法隆寺へ向かう動線となっています。駅の南側には、市街化調整区域があり、区画整理事業が予定されていますが、市街地としては未整備な状態です。

今後、公共交通の交通拠点としてだけでなく、多くの人を訪れる観光拠点、交流拠点として、また、地域住民の生活拠点としての機能の整備・充実が求められています。

区域の範囲は、図に示すとおり、道路境界又は河川の境界から10m(*1)の範囲とします。ただし、県道大和高田斑鳩線の高架部分については、道路境界の内側を区域の範囲とします。

*1 行為の計画地（以下「行為地」という）が、当該道路と接する場合又は当該道路と接しない場合で、その行為地の面積の過半が10mの範囲に含まれる場合は、その行為地全体を区域とみなします。また、行為地が当該道路と接しない場合でその行為地の面積の半分以上が10mの範囲外になる場合は、その行為地の全体を区域外とみなします。

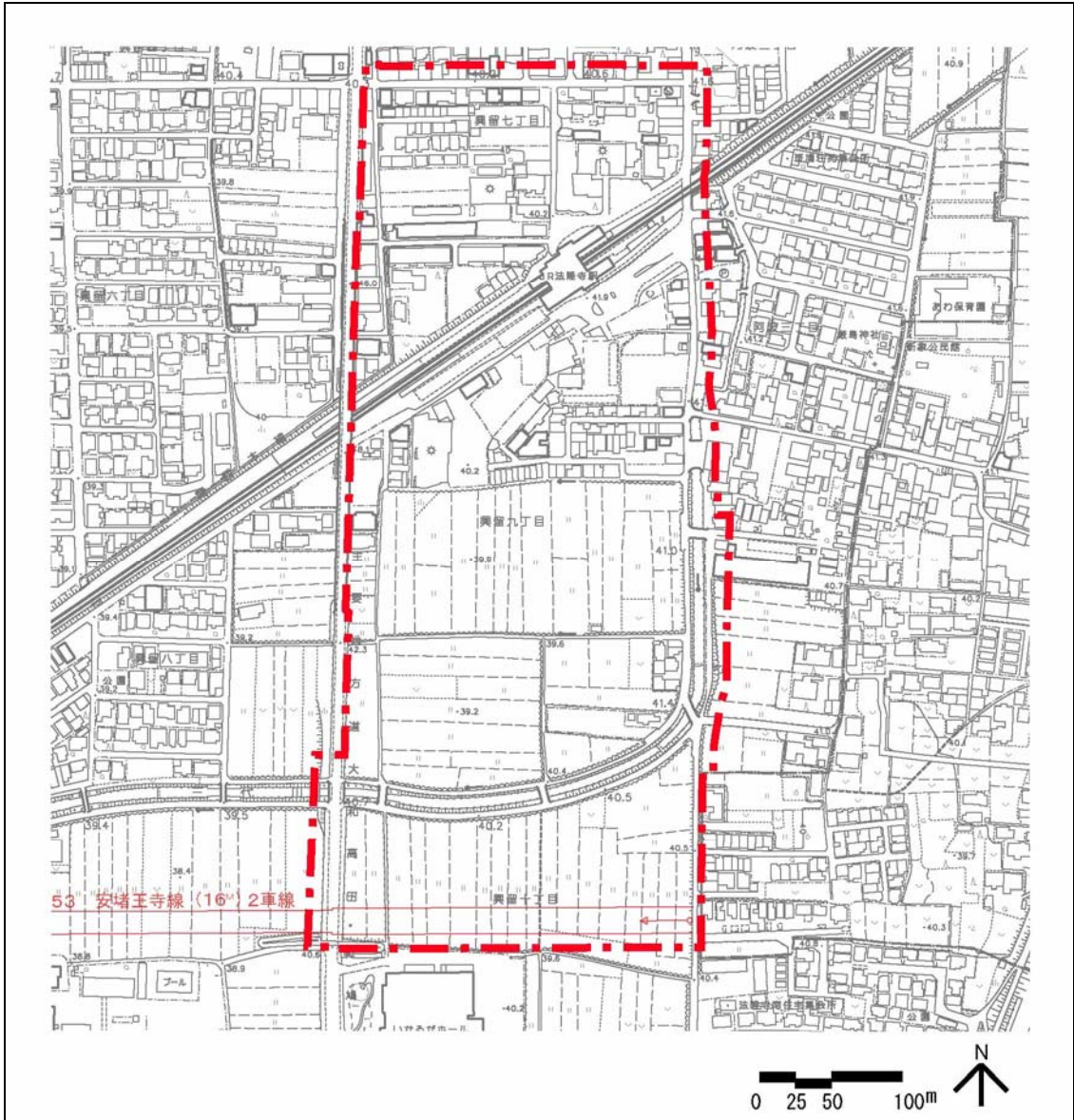
■ JR法隆寺駅周辺地区の現状

地区別	主な現状	主な計画
駅北ゾーン	駅前北口商店街 法隆寺駅北口自転車等駐車場 観光案内所 一般市街地	町道312号線 町道3002号線
駅南ゾーン	駅前広場、タクシー乗降所、 バス停、レンタサイクル 一般市街地、市街化調整区域	都市計画道路（仮称）法隆寺駅前線 都市計画道路安堵王寺線 町道424号線、駅前広場 新家地区土地区画整理事業

②景観形成方針

斑鳩の里の玄関口として、斑鳩の原風景との調和をはかりながら、にぎわいのある市街地景観を形成します。

■ JR法隆寺駅周辺地区重点景観形成区域図



(3) 届出対象行為

重点景観形成区域における届出対象行為は、次のとおりです。

● 幹線道路沿道重点景観形成区域・JR法隆寺駅周辺地区重点景観形成区域の届出対象行為

行為	規模・内容等
〈建築物〉（景観法第16条第1項第1号により届出が必要な行為）	
建築物の新築または移転	地盤面からの高さ10mを超える建築物、 または、建築面積100㎡（戸建専用住宅は500㎡）を超える建築物 この規模を超えることとなる増築または改築を含む
建築物の増築または改築	上記規模を超える建築物で、行為に係る建築面積が10㎡を超えるもの
建築物の外観の変更	上記規模を超える建築物で、行為に係る面積が10㎡を超える外観の変更
〈工作物〉*1を参照（景観法第16条第1項第2号により届出が必要な行為）	
届出対象となる工作物①から⑤の新設または移転	高さ10mを超えるもの この規模を超えることとなる増築または改築を含む
届出対象となる工作物⑥から⑧の新設または移転	高さ10mを超えるもの、 かつ、築造面積500㎡を超えるもの この規模を超えることとなる増築または改築を含む
届出対象となる工作物⑨の新設または移転	建築物の上端から工作物の上端までの高さ5m、または、地盤面から当該工作物の上端までの高さ10mを超えるもの この規模を超えることとなる増築または改築を含む
届出対象となる工作物⑩の新設または移転	高さ1.5mを超えるもの この規模を超えることとなる増築または改築を含む
届出対象となる工作物の増築または改築	上記規模を超える工作物で、行為に係る築造面積が10㎡を超えるもの
届出対象となる工作物の外観の変更	上記規模を超える工作物で、行為に係る面積が10㎡を超える外観の変更
〈開発行為〉（景観法第16条第1項第3号により届出が必要な行為）	
開発行為	行為地の面積1,000㎡を超えるものまたは、行為にともない生ずる擁壁もしくははのり面の高さが2mかつ長さ10mを超えるもの
〈その他〉（景観法第16条第1項第4号により届出が必要な行為）	
土地の形質の変更	行為地の面積1,000㎡を超えるものまたは、行為にともない生ずる擁壁もしくははのり面の高さが2mかつ長さ10mを超えるもの
物件の堆積	行為地の面積1,000㎡を超えるもの または、物件の堆積の高さが2mを超えるもの

* 1 届出対象となる工作物は次のとおりです。

- ① 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- ② 煙突（支柱及び支線があるものについては、これらを含む）その他これに類するもの
- ③ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）
- ④ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ⑤ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車その他これらに類する遊戯施設
- ⑥ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュャープラントその他これらに類するもの
- ⑦ 自動車車庫の用途に供するもの
- ⑧ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの
- ⑨ ①～⑧に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの
- ⑩ 自動販売機

(4) 景観形成基準

重点景観形成区域における景観形成基準は、次のとおりです。

●建築物に関する事項

項目		景観形成基準	幹線道路沿道	JR法隆寺駅周辺地区
建築物	共通事項	・ 矢田丘陵や三室山、田園景観、法隆寺をはじめとする歴史的な遺産等、斑鳩町の景観を代表する重要な景観に対して、主な視点場（※1）からの眺望を妨げないよう配慮する。	○	○
		・ 地域の特性を尊重し、良好な周辺景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮する。	○	○
		・ 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合は、全体として調和のとれたものとなるよう配慮する。	○	○
	配置・規模・高さ	・ 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模、高さとする。	○	○
		・ 現在の地形を活かした配置とする。	○	○
		・ 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合、樹木の高さに配慮した高さとする。	○	
		・ 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合、これを可能な限り保全し、活用する。	○	
		・ 県道奈良大和郡山斑鳩線やいかるがパークウェイ沿道など、農地が広がっている地域においては、農地の拡がり感を損なわないような配置、規模とし、農地に隣接する部分には、植栽が可能な空間を確保する。	○	○
		・ 可能な限り植栽のための空地を設け、ゆとりと潤いのある空間を確保する。	○	○
		・ 歴史的町並み等の景観が整っている地域においては、周辺との連続性に配慮した配置とする。 ・ その他の地域では、原則として、道路の境界線から1 m以上後退した配置とする。	○	○
・ 塔屋等は、道路の軸線方向の遠景に配慮した配置、規模及び高さとする。	○	○		

項目		景観形成基準	幹線道路沿道	JR法隆寺駅周辺地区
建築物	形態・意匠	・良好な周辺景観との調和に配慮し、建築物全体としてバランスのとれた形態及び意匠とする。	○	○
		・屋根は、可能な限り勾配屋根とするなど、地域特性を生かした形状とする。	○	
		・屋上設備など、突出したものを設ける場合は、建築物本体と調和させ、壁面を立ち上げるか、ルーバー等により覆う処置等を講じる。	○	○
		・屋外階段、ベランダなどを設ける場合は、これらを含む建築物全体の調和に配慮する。	○	○
		・外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置に配慮し、その光源等の形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えない量とする。 ・点滅する光源の設置は、原則としてさける。	○	○
		・塔屋等は、道路の軸線方向の遠景に配慮した形態及び意匠とする。	○	○
	色彩・素材	・色彩は、「3. 色彩に関する景観形成基準」に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。	○	○
		・可能な限り自然素材を使用し、良好な周辺景観との調和に配慮する。 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量などに配慮する。	○	○
		・歴史的遺産のある地域、歴史的町並みや集落など景観が整っている地域及びその周辺においては、地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材（木、土、漆喰等）の活用に配慮する。	○	
		・屋根に太陽光発電設備を設置する場合、屋根の色彩と調和のとれた色彩とし、光沢のないものとする。	○	○
	緑化	・駐車場、駐輪場は適切な位置に設け、道路に面する部分等オープンスペースは、可能な限り緑化に努める。	○	○
		・行為地内の緑化面積（*2）は、行為地面積の3%以上とする。 ・緑化にあたっては、郷土種を用いる等、樹種の選定に配慮し、生垣や低木、中高木を組み合わせ、良好な周辺景観との調和をはかる。	○	○

* 1 主な視点場：まほろば眺望スポット100選を基に設定。

県道奈良大和郡山斑鳩線（法起寺周辺）、法輪寺、天満池

県立竜田公園（岩瀬橋付近）、桜池ポケットパーク

* 2 緑化面積は、奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定による植栽面積

● 工作物に関する事項

項目		景観形成基準	幹線道路沿道	JR法隆寺駅周辺地区
工作物	配置・規模・高さ	・ 良好な周辺景観との調和に配慮した配置、規模、高さとする。	○	○
		・ 山稜の近傍にあっては、稜線のみださないよう配慮した配置、高さとする。	○	
		・ 原則として、道路の境界線から1m以上後退した配置とする。	○	○
		・ 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木がある場合、これを可能な限り保全し、活用する。	○	
		・ 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合、樹木の高さに配慮した高さとする。	○	
		・ 歴史的遺産からの眺望に配慮した高さとする。	○	
	形態・意匠	・ 良好な周辺景観との調和に配慮し、全体としてバランスのとれた形態及び意匠とする。	○	○
		・ 外観に光源等の装飾を施す場合は、使用する位置に配慮し、その光源等の形成する面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の5分の1を超えない量とする。	○	○
		・ 点滅する光源の設置は、原則としてさける。		
	色彩・素材	・ 色彩は、「3. 色彩に関する景観形成基準」に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。	○	○
		・ 良好な周辺景観との調和に配慮した素材を使用し、特に反射光のある素材を使用する場合は使用する位置や量などに配慮する。	○	○
	緑化	・ 駐車場等は適切な位置に設け、道路に面する部分等オープンスペースは、可能な限り緑化に努める。	○	○
		・ 行為地内の緑化面積（*2）は、行為地面積の3%以上とする。 ・ 緑化にあたっては、郷土種を用いる等、樹種の選定に配慮し、生垣や低木、中高木を組み合わせ、良好な周辺景観との調和をはかる。	○	○
その他	・ 自動販売機を設置する場合は、良好な周辺景観に配慮し、景観配慮型とする。	○	○	

●開発行為・土地の形質の変更に関する事項

項目	景観形成基準	幹線道路沿道	JR法隆寺駅周辺地区
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り現況の地形を生かし、地形の改変を最小限にするなど、長大なのり面や擁壁が生じないように配慮する。 	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> のり面は、可能な限り緩やかな勾配とし、緑化をはかる。 緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和をはかる。 	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態、素材とする、又は前面を緑化するなど配慮する。 	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これを可能な限り保全し、活用をはかる。 	○	
	<ul style="list-style-type: none"> 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺景観との調和に配慮し、全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。 色彩は、「3. 色彩に関する景観形成基準」に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。 	○	○
土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 土石の採取、鉱物の掘採にあたっては、周辺からは目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周辺の緑化を行う。 緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和をはかる。 	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> 採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化をはかる。 	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> 土地の開墾、その他の土地の形質の変更にあたっては、可能な限り現況の地形を活かし、地形の改変を最小限にするなど、長大なのり面や擁壁が生じないように配慮する。 	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> のり面は可能な限り緩やかな勾配とし、緑化をはかる。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和をはかる。 	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態、素材とするか、又は前面を緑化するなど配慮する。 	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、行為地周囲の緑化を行う。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和をはかる。 	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これを可能な限り保全し、活用をはかる。 	○	
	<ul style="list-style-type: none"> 塀・柵等を設ける場合は、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。 色彩は、「3. 色彩に関する景観形成基準」に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。 	○	○

●物件の堆積に関する事項

項目	景観形成基準	幹線道路沿道	JR法隆寺駅周辺地区
物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮する。 	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮する。 	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地周辺の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮蔽を行う。 ・緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、良好な周辺景観との調和をはかる。 	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これを可能な限り保全する。 	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ・塀・柵等を設ける場合は、良好な周辺景観との調和に配慮し、全体的にバランスのとれた形態、意匠とする。 ・色彩は、「3. 色彩に関する景観形成基準」に適合するとともに、良好な周辺景観との調和に配慮する。 	○	○

3. 色彩に関する景観形成基準

「1. 良好な景観の形成のための行為の制限（斑鳩町全域）」及び「2. 重点景観形成区域における行為の制限」で定めた景観形成の基準のうち、「色彩に関する景観形成基準」をここに示します。色彩に関する景観形成基準は、本計画における景観区域別の景観形成の基本方針に合わせて定めたものです。特に、幹線道路沿道重点景観形成区域のうち3路線については、色彩基準2を定めています。色彩基準は、日本工業規格[JIS Z 8721 色の表示方法——三属性による表示]（マンセル表色系）を尺度として定めています。

●色彩基準 1

- 自然景観区域 ■田園景観区域 ■歴史景観区域 ■市街地景観区域
- 幹線道路沿道重点景観形成区域
 - ・国道25号（歴史景観区域と隣接しない区間）
 - ・いかるがパークウェイ（斑鳩町内全線のうち供用開始部のみ）
 - ・都市計画道路法隆寺線
- JR法隆寺駅周辺重点景観形成区域

これらは上記4区分に従う。

種類	基調色						強調色1及び強調色2			
	自然景観区域・田園景観区域・歴史景観区域			市街地景観区域			全ての区域区分			
適用区分	明度	彩度	備考	明度	彩度	備考	明度	彩度	備考	
建築物の外壁・工作物の外観	0.0R(10RP)～4.9R	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	1.0以下	色彩基準2と同じ			
		5.0以上8.0以下	1.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下				
		5.0未満	2.0以下		5.0未満	2.0以下				
	5.0R～9.9R	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	1.0以下				
		5.0以上8.0以下	2.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下				
		5.0未満	3.0以下		5.0未満	4.0以下				
	0.0YR(10R)～4.9YR	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	2.0以下				
		5.0以上8.0以下	2.0以下		5.0以上8.0未満	3.0以下				
		5.0未満	4.0以下		5.0未満	6.0以下				
	5.0YR～9.9YR	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	3.0以下				
		5.0以上8.0以下	3.0以下		5.0以上8.0未満	4.0以下				
		5.0未満	4.0以下		5.0未満	6.0以下				
	0.0Y(10YR)～5.0Y	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	3.0以下				
		5.0以上8.0以下	3.0以下		5.0以上8.0未満	4.0以下				
		5.0未満	4.0以下		5.0未満	6.0以下				
	5.1Y～9.9Y	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	2.0以下				
		5.0以上8.0以下	2.0以下		5.0以上8.0未満	3.0以下				
		5.0未満	4.0以下		5.0未満	6.0以下				
	その他の色相	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	1.0以下				
		5.0以上8.0以下	1.0以下		5.0以上8.0未満	2.0以下				
		5.0未満	2.0以下		5.0未満	2.0以下				
	無彩色	8.0を超える	—	使用不可	8.0以上	0		使用可		
		5.0以上8.0以下	0	使用可	5.0以上8.0未満	0		使用可		
		5.0未満	0	使用可	5.0未満	0		使用可		
建築物の屋根	0.0R(10PR)～4.9R	—	—	使用不可	7.0以下	2.0以下				
	5.0R～9.9R	—	—	使用不可	7.0以下	2.0以下				
	0.0YR(10R)～4.9YR	7.0以下	1.0以下		7.0以下	2.0以下				
	5.0YR～9.9YR	7.0以下	2.0以下		7.0以下	3.0以下				
	0.0Y(10YR)～5.0Y	7.0以下	2.0以下		7.0以下	3.0以下				
	5.1Y～9.9Y	7.0以下	1.0以下		7.0以下	2.0以下				
	その他の色相	—	—	使用不可	7.0以下	2.0以下				
	無彩色	7.0以下	0	使用可	7.0以下	0	使用可			

(注)建築物の屋根の色彩には陸屋根の防水層の色彩を含む。

(注)工作物には、開発行為、土地の形質の変更、物件の堆積にともなう柵・塀の新設等を含む。

● 色彩基準 2

■ 幹線道路沿道重点景観形成区域

- ・ 国道25号（歴史景観区域と隣接する区間）
- ・ 県道奈良大和郡山斑鳩線
- ・ 県道大和高田斑鳩線

種類	基調色			強調色 1			強調色 2			
	色相区分	明度	彩度	備考	明度	彩度	備考	明度	彩度	備考
建築物の外壁・工作物の外観	0.0R(10RP)～4.9R	8.0を超える	—	使用不可	・全明度使用可	8.0以下	・各立面の面積の1/5(建築面積3000㎡超の建築物等の場合は1/10の面積*まで使用可。 *強調色1と強調色2を合算した面積	・全明度使用可	・全彩度使用可	・各立面の面積の1/20を超えないものとする。 ・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の低層部で用いるようにする。
		5.0以上 8.0以下	1.0以下							
		5.0未満	2.0以下							
	5.0R～9.9R	8.0を超える	—	使用不可						
		5.0以上 8.0以下	2.0以下							
		5.0未満	3.0以下							
	0.0YR(10R)～4.9YR	8.0を超える	—	使用不可						
		5.0以上 8.0以下	2.0以下							
		5.0未満	4.0以下							
	5.0YR～9.9YR	8.0を超える	—	使用不可						
		5.0以上 8.0以下	3.0以下							
		5.0未満	4.0以下							
	0.0Y(10YR)～5.0Y	8.0を超える	—	使用不可						
		5.0以上 8.0以下	3.0以下							
		5.0未満	4.0以下							
5.1Y～9.9Y	8.0を超える	—	使用不可							
	5.0以上 8.0以下	2.0以下								
	5.0未満	4.0以下								
その他の色相	8.0を超える	—	使用不可							
	5.0以上 8.0以下	1.0以下								
	5.0未満	2.0以下								
無彩色	8.0を超える	—	使用不可							
	5.0以上 8.0以下	0	使用可							
	5.0未満	0	使用可							
建築物の屋根	0.0R(10PR)～4.9R	—	—	使用不可	6.0以下	・周辺の景観との調和や基調色との調和を考慮し、主に建築物等の低層部で用いるようにする。	・全明度使用可	・全彩度使用可		
	5.0R～9.9R	—	—	使用不可						
	0.0YR(10R)～4.9YR	7.0以下	1.0以下							
	5.0YR～9.9YR	7.0以下	2.0以下							
	0.0Y(10YR)～5.0Y	7.0以下	2.0以下							
	5.1Y～9.9Y	7.0以下	1.0以下							
	その他の色相	—	—	使用不可						
	無彩色	7.0以下	0	使用可						
鉄筋コンクリート造の柱等の外観	5.0YR～5.0Y	3.0以下	2.0以下		0		・全明度使用可	・全彩度使用可	0	
	その他の色相	—	—	使用不可						
	無彩色	—	—	使用不可						
自動販売機の外観	5.0YR～5.0Y	8.0以下	2.0以下		0		・全明度使用可	・全彩度使用可	0	
	その他の色相	—	—	使用不可						
	無彩色	8.0以下	0	使用可						

(注) 建築物の屋根の色彩には陸屋根の防水層の色彩を含む。

(注) 工作物には、開発行為、土地の形質の変更、物件の堆積にともなう柵・塀の新設等を含む。

(注) 鉄筋コンクリート造の柱等とは、鉄柱、木柱その他これらに類するものも含む。

色彩基準【適用除外】

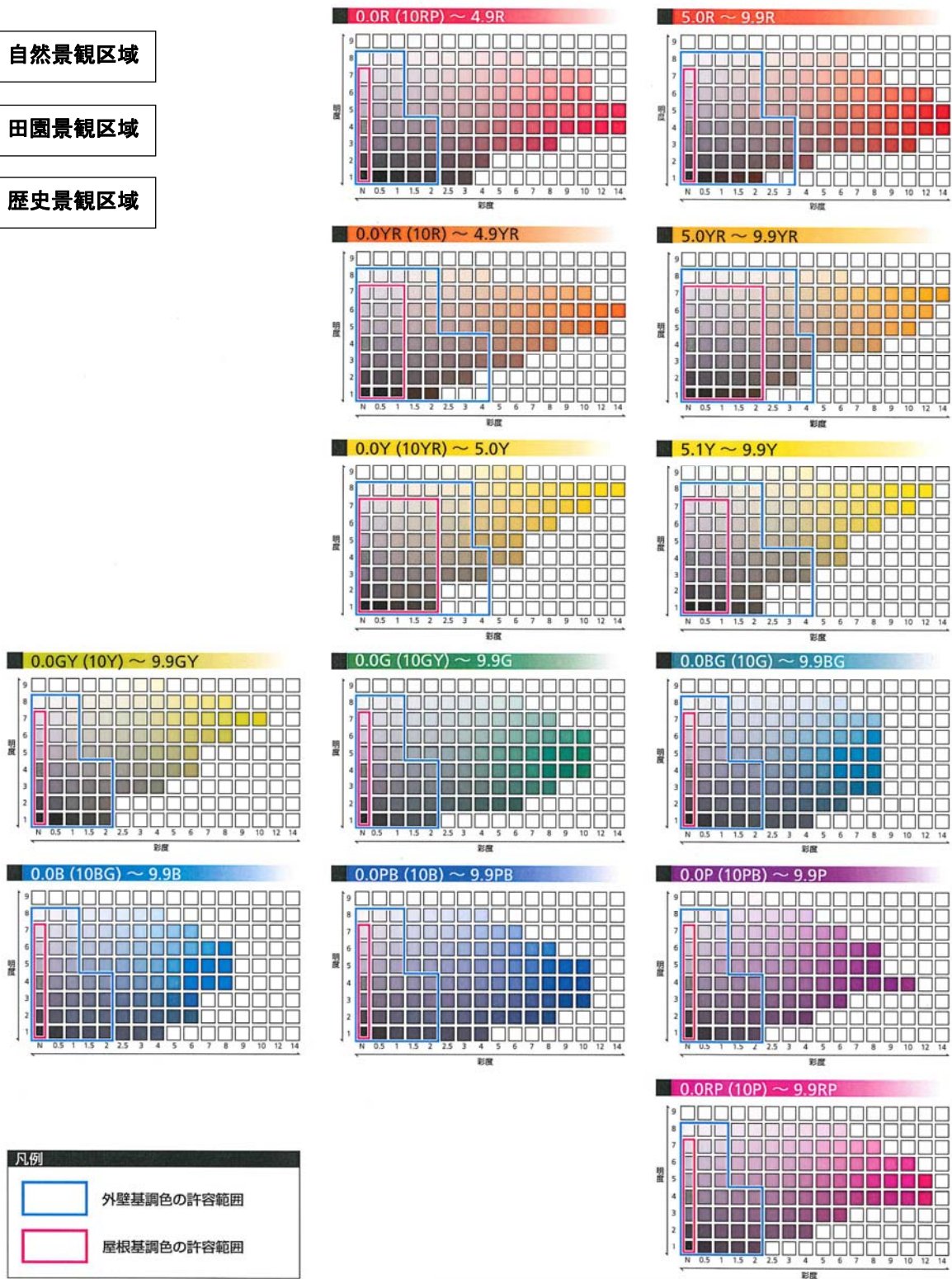
* 斑鳩町全域、重点景観形成区域共通

- ・ 地区計画や建築協定等によって、独自の景観・まちづくりが進められている地域で、色彩についても協定等に独自の内容が定められている場合は、景観計画に定める「良好な景観形成に関する方針」に反しない範囲において、この色彩基準によらないことができる。
- ・ 木材や地場の石材等の自然素材色は、施行直後には色彩基準の範囲に含まれていなくても、経年変化によって風格のある穏やかな色調に変色することが多いことから、この色彩基準によらないことができる。
- ・ 他の法令によって色彩が規定されているものについては、この色彩基準によらないことができる。

＜参考＞ 色彩基準のイメージ

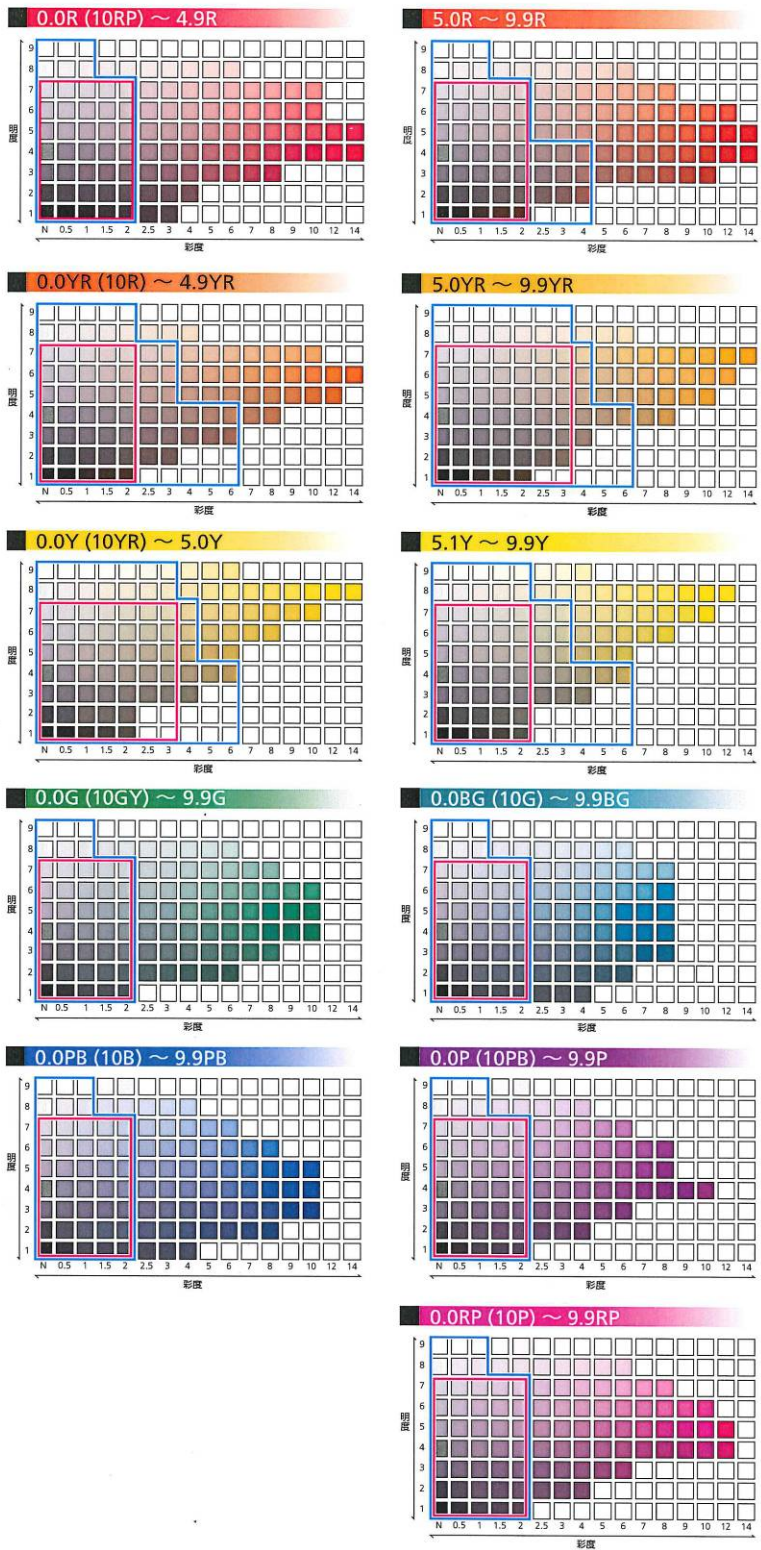
●色彩基準 1

- 自然景観区域
- 田園景観区域
- 歴史景観区域



(注) 表示されている色は色彩をイメージしやすくするために表示しているもので、正確なものではありません。

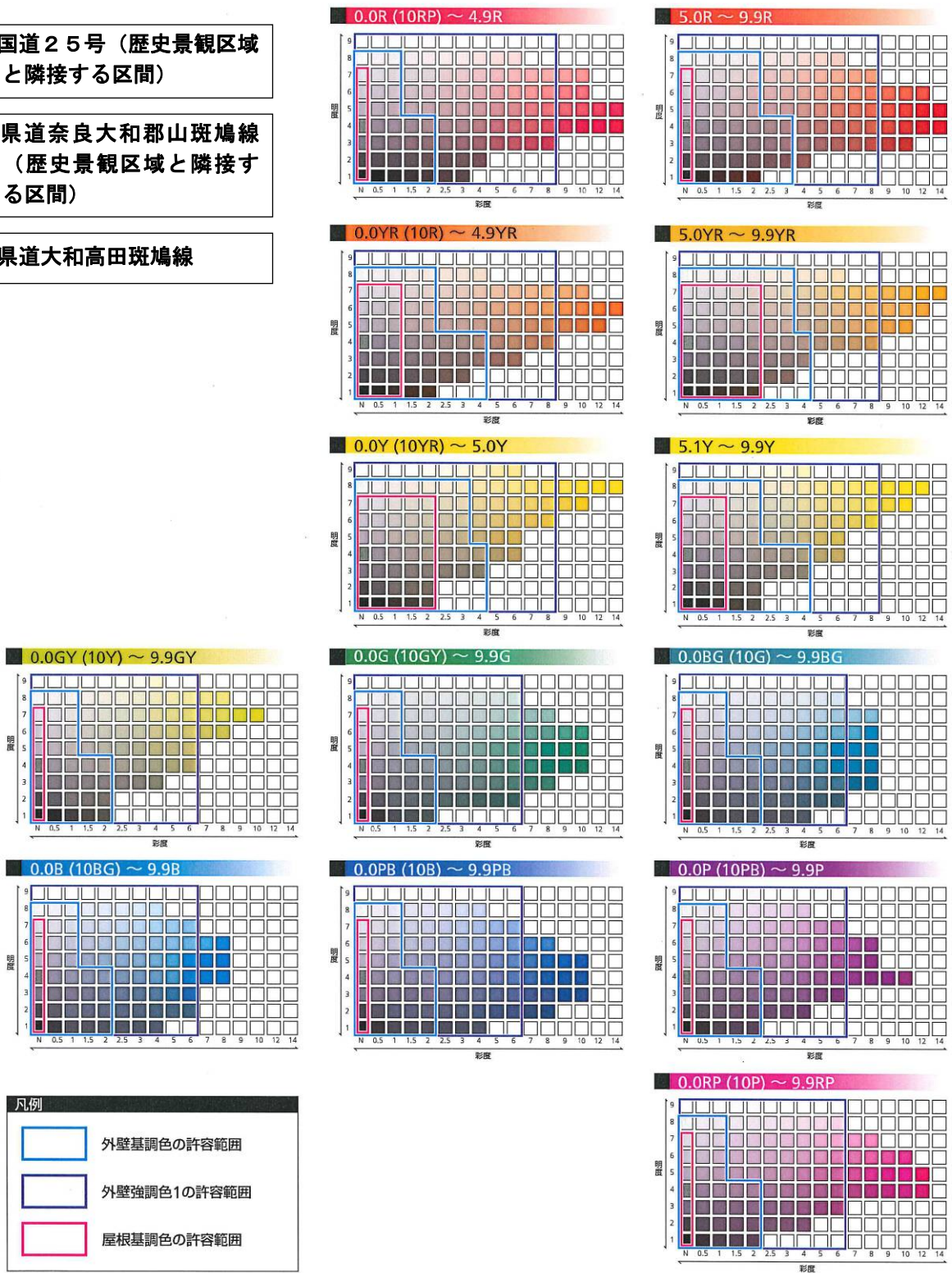
■ 市街地景観区域



(注) 表示されている色は色彩をイメージしやすくするために表示しているもので、正確なものではありません。

●色彩基準 2

- 国道25号（歴史景観区域と隣接する区間）
- 県道奈良大和郡山斑鳩線（歴史景観区域と隣接する区間）
- 県道大和高田斑鳩線



(注) 表示されている色は色彩をイメージしやすくするために表示しているもので、正確なものではありません。

4. 景観資源の保全・活用

(1) 景観資源の保全・活用と景観形成の考え方

斑鳩町の景観は、世界遺産をはじめとする歴史的・文化的資産、そしてこれらを成立・発展させてきた自然環境や人々の営みにより継承されてきています。良好な景観の形成にあたっては、景観を構成する様々な要素の関係をふまえたうえで、景観面の質を高めていく必要があります。

そこで、建造物や樹木、人々の活動など、斑鳩町の景観を構成する様々な要素のうち、景観形成上、特に重要なものを「景観資源」として定義し、関係機関と連携し、将来にわたり町民の財産として保存・保全し、地域の景観形成の核として活用をはかっていくものとします。

(2) 景観上重要な建造物の保全・活用（景観法第8条第2項第4号）

斑鳩町には、先人たちが築き、その態様を今に伝えている歴史的価値の高い建造物のほか、優れた技術を用いて造られたもの、地域固有の伝統的な態様を有しているものなど、地域の景観を形成する上で重要な要素となっている建造物が数多く存在しています。このような、斑鳩町の良好な景観の形成のために重要な建造物を「景観重要建造物」として定め、地域の個性ある景観づくりの核として、これらの保全・活用に努めます。ただし、景観法第19条第3項に規定される建造物（*1）については対象外とします。

*1 文化財保護法の規定により国宝、重要文化財・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物に指定され、又は仮指定された建造物。なお、登録有形文化財については、文化財保護法による規制が景観法による規制よりも緩やかであるため、対象外とはなりません。

●景観重要建造物指定の視点

- 建造物が歴史的又は建築的な価値を有するなどの、優れた景観上の特徴を有し、周辺地域における景観形成上のシンボルとなるもの
- 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもの
- 建造物の敷地や石垣、庭園等が、当該建造物と一体となって良好な景観を形成している場合は、それらを含めて一体として対象とします。

(3) 景観上重要な樹木の保全・活用（景観法第8条第2項第4号）

斑鳩町の自然・歴史・文化などからみて、地域の景観の核となる樹木については、「景観重要樹木」として指定し、重要な景観資源として、その保全・活用を図ります。ただし、景観法第28条第3項に規定される樹木（*1）については対象外とします。

※1 文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物に指定され、又は仮

指定された樹木

●景観重要樹木指定の視点

- 樹容（樹木の高さ、枝ぶり）が優れた景観上の外観を有し、地域の良好な景観の形成に重要なもの
- 道路やその他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること
- 地域住民に広く親しまれている樹木

（4）景観上重要な公共施設の景観形成（景観法第8条第2項第5号ロ、ハ）

景観の骨格を形成する景観軸及びその一部となる道路・河川・公園などの公共施設を、「景観重要公共施設」として定め、その整備にあたって、地域の景観形成の先導的役割を果たすこととします。

景観重要公共施設の指定にあつては、整備主体との連携をはかりつつ、施設管理者との協議を経て、景観重要公共施設の整備に関する事項等を定めます。

（5）景観上重要な農地等の保全・活用（景観法第8条第2項第5号ニ）

農業振興地域内の農地について、地域の歴史・文化等からみて重要な農地であるとともに、拡がりのある眺望景観を創出する農地について、「景観農業振興地域整備計画」を定め、農業振興・活性化とともに、その文化的景観の保全をはかります。

斑鳩の景観は、矢田丘陵の自然景観及び世界遺産等の歴史遺産とともに、歴史的に営まれてきた田園風景（稲作農業、果樹園など）により、「斑鳩の里」「日本のふるさと」とでもいうべき景観を形成しています。田園景観は、このような持続的な営農行為と対となった文化的景観であり、この景観の維持・保全のため、農業振興地域整備計画と連携した景観農業振興地域整備計画を定めます。

●農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律）

「斑鳩町農業振興地域整備計画書」（抜粋）

農業生産活動については、小規模農家における労働力の高齢化、女性化に対応した地域農業生産組織の再編によって、農業経営の合理化をすすめると共に、中核的な農家への農地の集積、作業の受委託の推進など、農地利用の効率化をはかります。

（6）景観上重要な樹木、森林などの植生の保全・活用

斑鳩の景観は、世界遺産に代表される歴史的・文化的資産とともに、自然環境としての樹木、森林などの植生が一体となって形成されています。この樹木、森林などの植生の保護・保全に

あたっては、古都保存法に基づく「歴史的風土保存区域」「歴史的風土特別保存地区」、都市計画法に基づく「風致地区」など、各種法制度の運用との連携をはかっていきます。

また、活用可能な植生については、自然公園などとして積極的に活用し、町民が自然と触れ合え、親しみを感じることができる景観形成をはかっていきます。

●歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区（古都保存法）

「奈良県生駒郡斑鳩町歴史的風土保存計画」（抜粋）

本保存区域の歴史的風土保存の主体は、法隆寺、法起寺、中宮寺、法輪寺等を中心とし、これらと一体となる自然的環境の保存にあり、特に、法隆寺参道の周辺については建築物その他の工作物の新築等についての規制、その背景となる山丘については新たなる宅地造成等の開発規制、土地形質の変更、木竹の伐採等についての規制に重点をおくものとする。

●風致地区（都市計画法）

「斑鳩風致保全方針」（抜粋）

矢田丘陵に続く緑を背景にして、法隆寺をはじめ法起寺、法輪寺、藤ノ木古墳等に代表される歴史的な寺社や史跡が点在し、その周囲の広い田園に旧集落が点在するという、自然や寺院、民家群が渾然一体となり、つくりあげている景観構造を保全することに重点を置く。寺社の周囲に並ぶ門前集落における和風建築様式の踏襲及び山並みと寺社、旧集落といった全体景観への眺望の確保に配慮する。

また、古代万葉の時代に謳われ、「もみじ」で代表される三室山・竜田川を中心とした自然景観についても、とくに緑地の維持・保全をはかることによりその眺望の確保に配慮する。

（7）地域を代表する人々の活動の継承・創造

斑鳩の景観は、自然と建造物、旧集落などが形成する歴史景観と共に、田園景観に見られる営農活動、さらには、社寺や地域で行われてきている伝統的祭祀、まつりなど、地域活動により受け継がれてきている文化的景観があります。このような伝統的活動を将来とも次世代に受け継いでいくことにより、斑鳩町固有の文化的景観を保全・継承してきます。

また、近年、奈良県下各地で行われている、燈花会（奈良市）、安燈会（安堵町）、飛鳥光の回廊（明日香村）などのような、新たな地域活動の創出により、景観資源の新たな創出をはかっていきます。

●伝統的地域活動

- 法隆寺の伝統的祭事（鬼追い式、会式などの年中行事など）
- 斑鳩神社、龍田神社の秋祭り
- 能楽「金剛流」発祥の地として行われる「観月祭の薪能」（上宮遺跡公園）
- 古代の和歌に詠まれた竜田川、三室山等で今日も楽しまれている「春の花見」「秋の紅葉狩り」

第4章



景観まちづくりの推進方策

第4章 景観まちづくりの推進方策

1. 協働の景観づくり

斑鳩町の景観は、先人と自然の営みの中で形成されてきたものであり、今後、良好な景観づくりをすすめていくためには、住民、事業者、行政が連携して取り組むことが求められます。

(1) 住民の役割

住民の生活に密着した、庭の花・緑や生け垣、建物の壁や屋根の素材・色彩などが、身近な町並み景観を形成しています。

住民一人ひとりが景観づくりの主体となって取り組む役割をにない、景観への意識を高めるために、自ら積極的に学び、良好な景観の形成につながる取組みに参加することが求められます。地域の歴史・文化についての理解を深めることで景観資源を再発見し、その保全・活用をはかります。

- 身近な美化活動、ガーデニング活動などを通じた周辺の景観への配慮
- 地域の歴史・文化を学び伝える活動を通じた歴史・文化景観資源の保全・活用
- 自然と親しみ体験する活動を通じた自然景観資源の保全・活用

(2) 事業者の役割

事業者の建物や事業活動が、地域の景観を構成する要素の一つであることを認識し、地域の良好な景観づくりに参加していくとともに、行政の景観に係わる計画や施策に対する協力が求められます。

質の高い魅力ある景観づくりを意識すると共に、地域住民とも連携をはかり、よりよい景観づくりに努めることが求められます。

- 建物などの周辺景観との調和
- 屋外広告物等のデザイン・色彩の工夫
- 身近な美化活動、植樹などを通じた周辺の景観への配慮

(3) 行政の役割

よりよい景観づくりを実現していくために、豊富な知識と経験を有する専門家の意見をふまえつつ、住民、事業者の啓発・普及方策として、景観づくりのPR・情報発信に努めるとともに、住民、事業者の主体的な景観づくりの活動を支援することが求められます。

また、道路、河川、公園等の公共施設の整備にあたっては、周辺景観との調和に努め、地域の景観デザインの先導的役割をにないます。

- 斑鳩景観100選、景観まちづくり賞等のイベントを通じた啓発普及活動
- 景観シンポジウム、景観づくりワークショップ等の啓発活動の実施
- 景観にかかわる住民活動の支援
- 公共施設のデザイン監修システムの確立

2. 良好な景観形成のための推進方策

より良い景観形成を推進するにあたり、景観法を活用するとともに、関連する都市計画等関係諸制度と緊密な連携をはかり、住民の景観まちづくりの取組みを支援します。

(1) 景観法の活用

住民、事業者、行政等の協働による景観まちづくりの推進にあたっては、必要に応じて景観法の諸制度の活用を検討します。

① 景観地区（景観法第61条～73条）

景観法に定められた「景観地区」は、より積極的な景観の保全や良好な景観形成を進めるための仕組みとして位置づけられている市町村が定める都市計画の地域地区です。

「景観地区」については、重点景観形成区域のうち景観誘導の核となる地区について、関係機関や地域の意向をふまえ、景観地区指定の検討を行います。

② 景観協定（景観法第81条～91条）

景観法に定められた「景観協定」は、景観計画区域内のまとまった土地に対して、土地所有者及び借地権者全員の合意により、良好な景観の形成をはかるための協定です。

景観行政団体が定める景観計画や、市町村が都市計画で定める景観地区に対し、景観協定は、地域住民自らが地域の実情に応じた取り決めを行い、これを景観行政団体が認可するものです。

「景観協定」については、一定のまとまりのある戸建住宅地や、計画的開発地などにおいて、住民主体の景観形成活動としての取組みを働きかけます。

③ 景観協議会（景観法第15条）

景観法に定められた「景観協議会」は、景観行政団体や景観整備機構などが主体になり、必要に応じて、関係行政機関、公益事業者、住民などを加えて、良好な景観の形成を行うために必要な協議を行う組織です。

「景観協議会」については、重点景観形成区域のうち、今後整備される幹線道路とその沿道や、鉄道駅周辺等において、関係機関と協議し、必要に応じて組織することを検討します。

④ 景観整備機構（景観法第92条～96条）

景観法に定められた「景観整備機構」は、住民主導の持続的な取組みを支援するため、良好な景観の形成のための事業を行う組織として、NPO法人や公益法人を指定します。

「景観整備機構」については、良好な景観の形成に取り組むNPO法人や公益法人の育成に努めます。

(2) 良好な景観形成のための各種制度との連携

① 歴史・自然環境を守る制度

古都保存法による「歴史的風土保存区域」及び「歴史的風土特別保存地区」、都市計画法による「風致地区」など、以下の諸制度との連携により、自然環境、歴史文化環境の保全とともに、良好な景観形成を促進します。

● 歴史的風土保存区域（古都保存法）	約 5 3 6 . 0 ha
● 風致地区（都市計画法）	約 6 2 8 . 4 ha
● 近郊緑地保全区域（近畿圏の保全区域の整備に関する法律）	約 1 2 4 . 5 ha
● 環境保全地区（自然環境保全法・奈良県自然環境保全条例）	約 3 4 . 0 ha
● 自然公園（自然公園法・奈良県立自然公園条例）	約 6 1 . 0 ha

② 文化財保護制度や都市計画関連制度など

文化財の指定・登録など、文化財保護法との連携や、都市施設の整備、用途地域による用途制限や高度地区による高さの制限など、都市計画関連制度との連携など、景観形成に係わる諸制度との連携により、良好な景観の保全・形成を促進します。

(3) 住民の景観まちづくりの取組み支援

良好な戸建住宅地や歴史的町並み地区、幹線道路沿道や J R 法隆寺駅周辺、新しい開発地など、良好な景観を保全すべき地区や、今後新しい景観形成が進む地区においては、地域での住民の景観まちづくりの取組みを促し、住民の景観まちづくり活動を支援します。



参 考 資 料

■ 策定経緯

年 月 日	内 容	
平成 22 年 5 月 12 日	第 1 回 斑鳩町景観計画策定委員会の開催	(1) 斑鳩町の景観特性について (2) 斑鳩町の景観に対する法規制の概要について (3) 斑鳩町が景観計画を策定する背景について (4) 景観法と景観計画について (5) 斑鳩町景観計画策定スケジュールについて
平成 22 年 8 月 24 日	第 2 回 斑鳩町景観計画策定委員会の開催	(1) 斑鳩町の景観計画の骨子について (2) 斑鳩町の景観特性について (3) 景観形成の基本方針について (4) 今後のスケジュールについて
平成 22 年 11 月 18 日	第 3 回 斑鳩町景観計画策定委員会の開催	(1) 第 2 回策定委員会での意見、策定案の修正等について (2) 景観形成のための方策について (3) 景観まちづくりの推進方策について (4) 景観条例（案）の概要について
平成 23 年 2 月 9 日	第 4 回 斑鳩町景観計画策定委員会の開催	(1) 斑鳩町景観計画(案)について
平成 23 年 2 月 21 日	第 23 期第 5 回斑鳩町都市計画審議会へ諮問（同日答申）	

■斑鳩町景観計画策定委員会名簿（委員数 10 名）

区 分	氏 名	略 歴 等
会 長	西田 正憲	奈良県立大学地域創造学部教授 ふるさと奈良景観づくり推進委員会副委員長
職務代理人	栗原 昭子	一級建築士（奈良県建築士会） 斑鳩町都市計画審議会委員
委 員	井岡 重政	奈良県広告美術塗装業協同組合理事長
委 員	御宮知 照代	斑鳩町商工会女性部副部長
委 員	清水 敏彦	奈良県くらし創造部景観・環境局風致景観課長
委 員	長坂 大	京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科教授 奈良県景観審議会委員
委 員	森川 ひとみ	斑鳩町観光協会主任
委 員	山内 紀嗣	天理大学附属天理参考館学芸員 斑鳩町都市計画審議会委員
委 員	小幡 雅雄	公募委員
委 員	栗原 勲	公募委員

(敬称略・順不同)

斑 都 審 第 1 9 号
平成23年2月21日

斑鳩町長 小城 利重 殿

斑鳩町都市計画審議会
会長 麻生 憲一

斑鳩町景観計画の策定について（答申）

平成23年2月21日付け斑都整第360号により本審議会に諮問のありました標記の件については、下記の意見を附して、案のとおり了承します。

記

1. 景観まちづくりは、第4次斑鳩町総合計画において、まちづくりの重点施策に位置付けられていることを鑑み、行政の横断的な取組や住民の参加と協働により、斑鳩の里の景観の保全と創出に努められること。
2. 歴史的な町並みの保全など、当景観計画に基づく各種景観施策の実施にあたっては、農業、商工業や観光など関連事業との連携をはかるとともに、景観まちづくりに取り組む住民活動への支援に努められること。
3. 景観形成における公共空間の重要性に鑑み、公共施設の整備にあたっては、行政が地域における先導的役割を担い、歴史的な景観や豊かな自然環境との調和に努められること。

■斑鳩町景観条例

(目的)

第1条 この条例は、良好な景観の形成についての基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、地域の個性と特色を生かした良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ先導的に推進し、もって景観形成の目標である魅力ある自然・歴史・町並みが織りなす斑鳩の里の景観の保全と創出を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 山並みを背景に田園の中に寺社や旧集落が点在する斑鳩の里の景観を保全し、次世代に継承する。

- 2 斑鳩の里をかたちづくる田園景観や歴史景観と調和した、緑豊かで落ち着いた市街地景観を創出する。
- 3 暮らしの中で自然や歴史を学び、体験することで斑鳩の里のよさを再認識し、町民自らが誇りに思える景観まちづくりを推進する。
- 4 幹線道路の沿道やJR法隆寺駅周辺地域などでは、斑鳩の里にふさわしい、にぎわいと活力ある市街地景観を創出する。
- 5 町民、事業者、行政が斑鳩町の将来像を共有し、協働して地域のまちづくりとともに、景観まちづくりを推進する。

(町の責務)

第3条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する総合的かつ先導的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 町は、地域の特性に応じた良好な景観の形成に配慮して、公共事業を実施する責務を有する。
- 3 町は、良好な景観の形成に関する町民、事業者及び民間団体（以下「町民等」という。）の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

(町民の責務)

第4条 町民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、地域のまちづくり及び地域間の交流の担い手として、町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(景観計画)

第6条 町長は、町内の良好な景観の形成を総合的かつ先導的に推進するため、景観計画（法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）を策定するものとする。

2 町長は、景観計画の区域を自然景観区域、田園景観区域、歴史景観区域及び市街地景観区域に区分するものとする。

3 町長は、景観計画の区域内において、特に重点的に良好な景観の形成の推進に取り組む必要がある区域（以下「重点景観形成区域」という。）を定めることができる。

4 第2項の規定により区分する区域及び重点景観形成区域における法第8条第2項第3号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、第2項の規定により区分する区分ごと又は重点景観形成区域ごとに定めることができる。この場合において、重点景観形成区域における行為の制限に関する事項は、同項に規定する区域ごとにおける行為の制限に関する事項に関わらず、当該区域の行為の制限に関する事項によるものとする。

（景観計画の変更）

第7条 町長は、景観計画を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）するときは、斑鳩町景観審議会の意見を聴かなければならない。

（計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続）

第8条 町長は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、斑鳩町景観審議会の意見を聴かなければならない。

（届出を要する行為等）

第9条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

（1） 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

（2） 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積

2 法第16条第1項第4号に掲げる行為に係る同項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

3 前項の届出書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

4 法第16条第1項第4号に掲げる行為に係る同項の規定により届け出なければならない事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに行為の完了予定日とする。

5 法第16条第1項第4号に掲げる行為に係る同条第2項の規定により届け出なければならない事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

6 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、法第8条第3項第2号の規定に基づき景観計画に定める基準（以下「景観形成基準」という。）への適合に関する事項を記載した書類その他規則で定める図書とする。

7 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 規則で定める仮設の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (2) 農業又は林業を営むために行う土地の形質の変更
- (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるもの
 - ア 農業又は林業を営むために行うもの
 - イ 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの
- (4) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの
- (5) 法第16条第1項各号に規定する届出を要する行為（同項第2号に掲げる行為にあつては、規則で定める工作物（建築物を除く。以下同じ。）に係る行為に限る。）で、規則で定める規模以下のもの
- (6) 前号に規定する規則で定める工作物以外の工作物に係る行為

8 前項第5号に規定する規則で定める工作物及び規則で定める規模は、景観計画に定める景観区域及び重点景観形成区域ごとに定めることができる。

（届出を要する行為に係る事前の助言）

第10条 法第16条第1項の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、その内容について、規則で定めるところにより、町長に必要な助言を求めることができる。

2 町長は、前項の規定により助言を求められたときは、斑鳩町景観審議会に意見を聴くことができる。

（勧告の手続等）

第11条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、斑鳩町景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 町長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。この場合において、町長は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えとともに、斑鳩町景観審議会の意見を聴かなければならない。

（特定届出対象行為）

第12条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

（変更命令等の手続）

第13条 町長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、斑鳩町景観審議会の意見を聴かなければならない。

(行為の完了の届出)

第14条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出(同条第1項第1号又は第2号に掲げる行為に係るものに限る。)を行った者は、当該届出に係る行為を完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

(景観形成基準に係る配慮義務等)

第15条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を要しない場合においても、景観計画の区域内において、同条第1項第1号、第2号若しくは第3号又は第9条第1項第1号若しくは第2号に掲げる行為をする者は、景観形成基準に配慮し、良好な景観の形成を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(既存の建築物等に対する措置の求め)

第16条 町長は、景観計画の区域内において、良好な景観の形成を図る上で著しく支障があると認める建築物又は第9条第7項第5号に規定する規則で定める工作物を所有し、又は管理する者に対し、景観形成基準に配慮し、良好な景観の形成を図るために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(景観への理解を深めるための施策等)

第17条 町は、町民等が、良好な景観の形成について理解を深めるとともに、良好な景観の形成に関する取組を積極的に進めることができるよう、良好な景観の形成に関する知識の普及、学習の支援、顕彰その他の必要な施策を実施するものとする。

2 町は、町民等が、連携し、又は協働して、良好な景観の形成を推進することができるよう、相互の交流の機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(斑鳩町景観審議会)

第18条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、町長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議させるため、斑鳩町景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、5名以内をもって組織し、その委員は学識経験のある者及びその他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(その他)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の斑鳩町景観条例第2条、第6条及び第9条第8項の規定は、平成23年10月1日から施行する。
(斑鳩町附属機関設置条例の一部改正)
- 2 斑鳩町附属機関設置条例（平成12年3月斑鳩町条例第6号）の一部を次のように改正する。
別表町長の部斑鳩町景観計画策定委員会の項を削る
(斑鳩町景観計画策定委員会規則の廃止)
- 3 斑鳩町景観計画策定委員会規則（平成21年6月斑鳩町規則第8号）は、廃止する。



発行 斑鳩町 平成23年（2011年）3月

〒636-0198 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号

TEL 0745 (74) 1001 FAX 0745 (74) 1011

ホームページ <http://www.town.ikaruga.nara.jp>

古紙配合率100%の再生紙と大豆油インキ使用